

平成20年度第1回全国「介護サービス 情報の公表」制度担当者会議資料

平成20年5月23日

厚生労働省老健局振興課

目 次

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 制度の意義・仕組み等について | 1 |
| 2 | 制度の適正な運用等について | 25 |
| 3 | 今後のスケジュール等について | 33 |
| 4 | 平成20年度国庫補助について | 39 |
| 5 | 参考資料 | 65 |

1 制度の意義・仕組み等について

「介護サービス情報の公表」制度 の意義・仕組みについて

平成20年5月23日

厚生労働省老健局振興課長

古 都 賢 一

介護保険制度の見直し

制度改革の背景

10年後、20年後を見据えた未来志向の改革

要介護高齢者の変化に対応したケアの改革

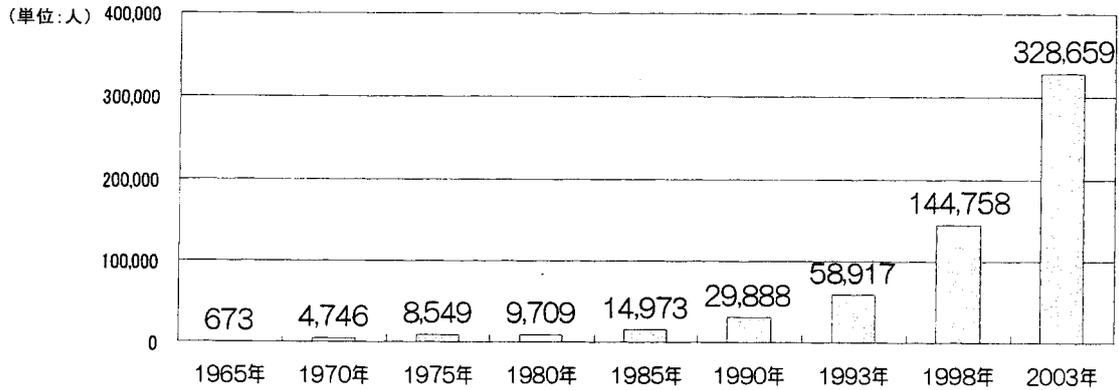
制度の持続可能性・給付の効率化/重点化

地域生活の継続を支える包括的ケアシステム

介護サービス事業者の動向

在宅サービス基盤の充実

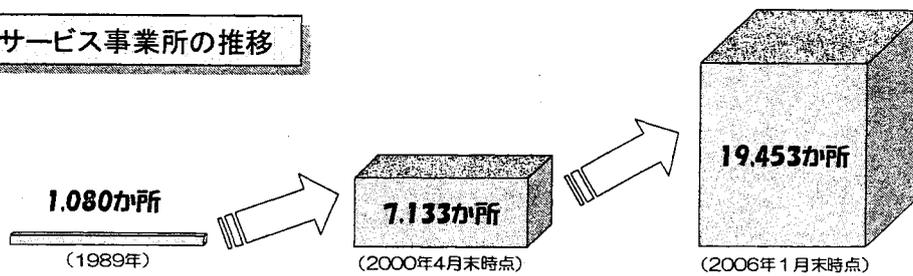
ホームヘルパー(従事者)の推移



(注) 1998年までの人数は各年度末の従事者数であり、2003年は2003年10月1日時点のものである。

(出典: 社会福祉行政業務報告、介護サービス施設・事業所調査)

デイサービス事業所の推移

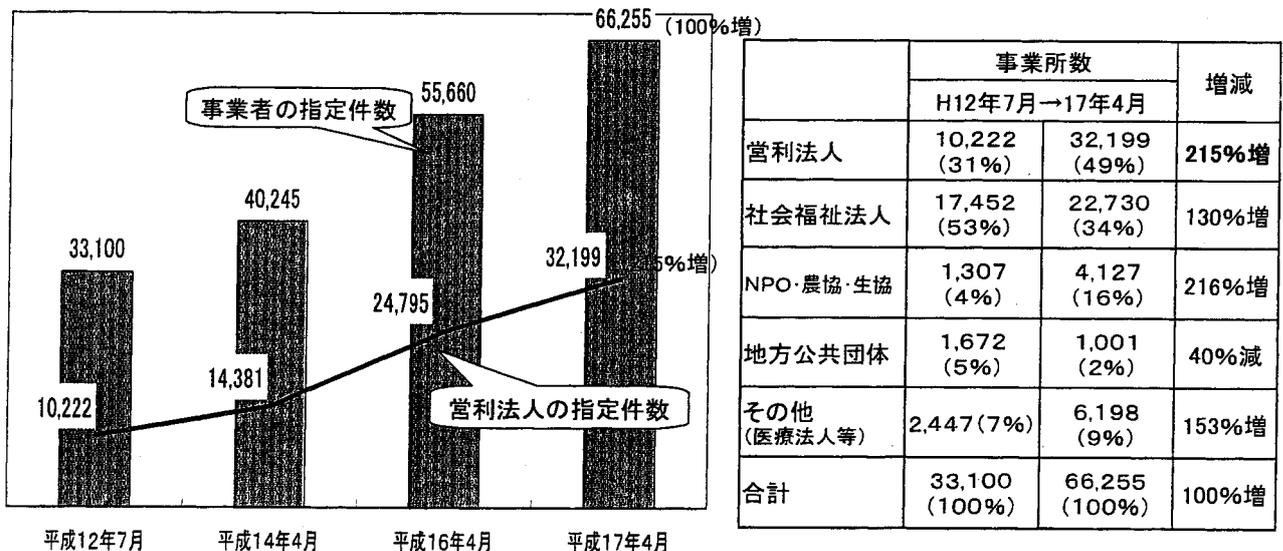


(出典: WAMNET他)

在宅サービスでの民間事業者の参入

○ 介護保険制度により行政による措置から利用者によるサービスの選択に大きく転換。在宅サービスは提供主体に制限がなく、営利法人の指定事業者数も大きく伸びている。

主な居宅サービスにおける事業者数



出典: WAMNETベース

※ 「主な居宅サービス」は、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与の7サービスの合計。

指定取消処分等の状況

～不正事業者が顕在化してきている～

指定取消処分等のあった介護保険事業所は、362事業所・施設（41都道府県）にのぼる。

○ 事業所・施設の内訳の推移

| | | 平成 12年度 | 平成 13年度 | 平成 14年度 | 平成 15年度 | 平成 16年度 | 平成 17年度 | 合 計 |
|----------------------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----|
| サ ー ビ ス 種 別 | 訪問介護 | 3 | 9 | 32 | 42 | 31 | 27 | 144 |
| | 訪問入浴介護 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 |
| | 訪問看護 | 0 | 0 | 4 | 5 | 2 | 2 | 12 |
| | 訪問リハビリテーション | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 4 |
| | 居宅療養管理指導 | 0 | 0 | 3 | 2 | 2 | 2 | 9 |
| | 通所介護 | 0 | 0 | 9 | 8 | 7 | 7 | 31 |
| | 通所リハビリテーション | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 6 | 14 |
| | 短期入所生活介護 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 5 |
| | 短期入所療養介護 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 6 | 8 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 0 | 2 | 0 | 5 | 1 | 6 | 14 |
| | 特定施設入所者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 |
| | 福祉用具貸与 | 0 | 0 | 5 | 7 | 4 | 1 | 17 |
| | 居宅介護支援 | 0 | 15 | 29 | 25 | 25 | 22 | 116 |
| | 介護老人福祉施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護老人保健施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 介護療養型医療施設 | 2 | 1 | 2 | 7 | 4 | 7 | 24 | |
| 合 計 | 7 | 30 | 90 | 105 | 81 | 96 | 409 | |

高齢者介護の新しい方向

10年後に向けて3つのサービスモデルの転換

1 介護予防の推進

－「介護」モデル⇒「介護＋予防」モデルへ

2 認知症ケアの推進

－「身体ケア」モデル

⇒「身体ケア＋認知症ケア」モデルへ

3 地域ケア体制の整備

－「家族同居」モデル

⇒「家族同居＋独居」モデルへ

介護保険制度改革の主な内容

〔 具体的内容 〕

予防重視型システムへの転換

新予防給付の創設、地域支援事業(仮称)の創設

施設給付の見直し

居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置

新たなサービス体系の確立

地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの創設、居住系サービスの充実(有料老人ホームの見直し等)、医療と介護の連携の強化、地域介護・福祉空間整備等交付金(仮称)の創設

サービスの質の確保・向上

情報開示の標準化、事業者規制の見直し、ケアマネジメントの見直し

負担の在り方・制度運営の見直し

第1号保険料の見直し、市町村の保険者機能の強化、要介護認定の見直し、サービスの適正化・効率化

被保険者・受給者の範囲

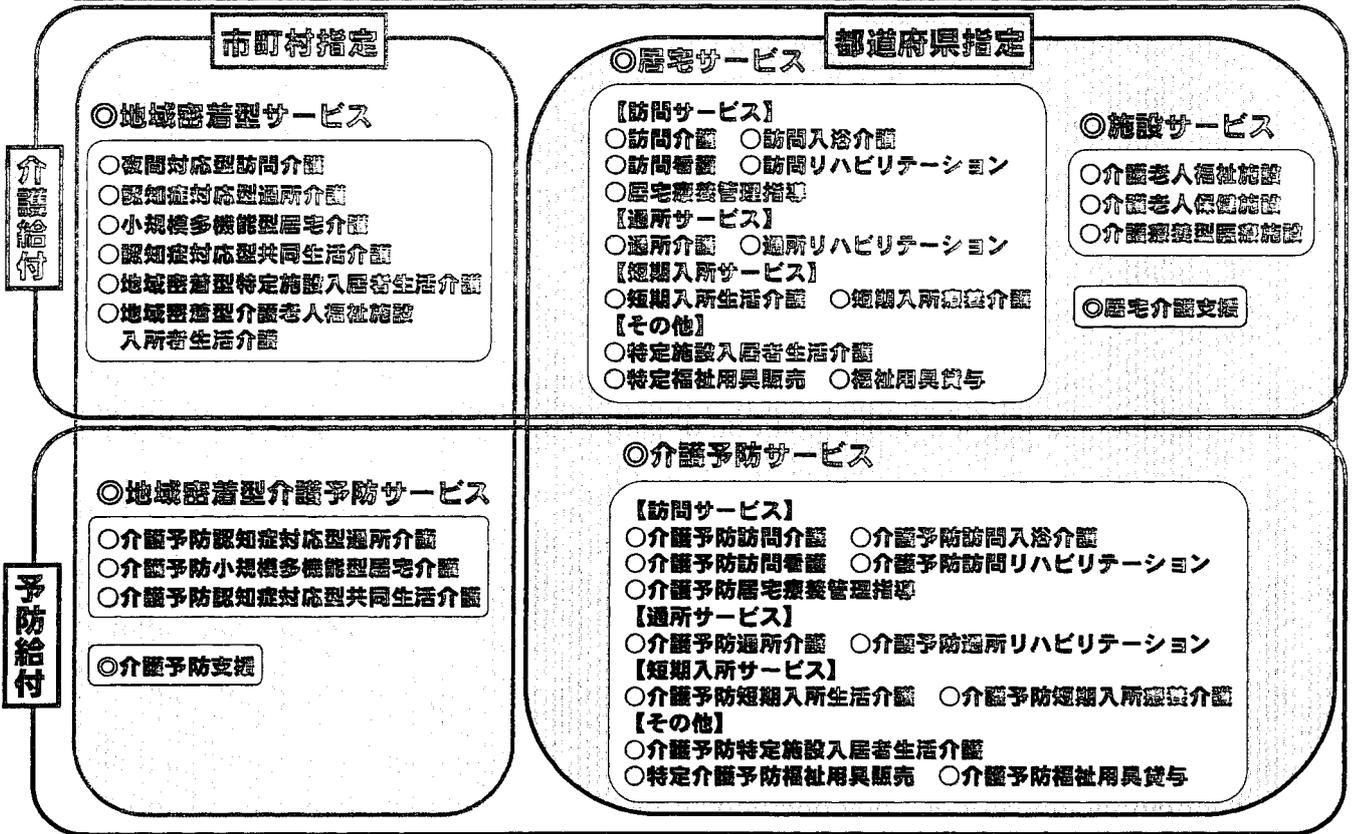
社会保障制度の一体的見直しと併せて検討、その結果に基づいて、2009年度を目途として所要の措置を講ずる

検討は、平成18年度末までに結果が得られるよう新たな場を設ける

※施行:2006年4月(ただし施設入所費用の見直しについては2005年10月施行)

介護保険制度のサービス

○ 介護保険制度では、要介護状態となった場合でも、できるだけ居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行っている。



「介護サービス情報の公表」 制度が求められる背景

「介護サービス情報の公表」制度創設の背景

①介護保険制度の仕組み

- 介護サービスは利用者が自ら選択→利用者本位
- 在宅サービスは主体規制の撤廃→供給量の確保
- 競争による介護サービスの質の向上

②介護サービス供給の現状

- 介護サービスの供給量は増加
 - ①高齢化の進展による需要の拡大
 - ②在宅サービスの主体規制の撤廃による多様な主体の参入

- 利用者の情報が不足
 - ①高齢者自らの情報収集の困難性
 - ②行政からの情報提供の不足
 - ③事業者からの一方的な情報提供
- 事業者の努力が報われるような情報提供が不足

③利用者の事業者選択に資する情報提供環境の整備が必要

介護サービス情報の公表制度の基本的役割

介護保険制度の基本理念

- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択（自己決定）

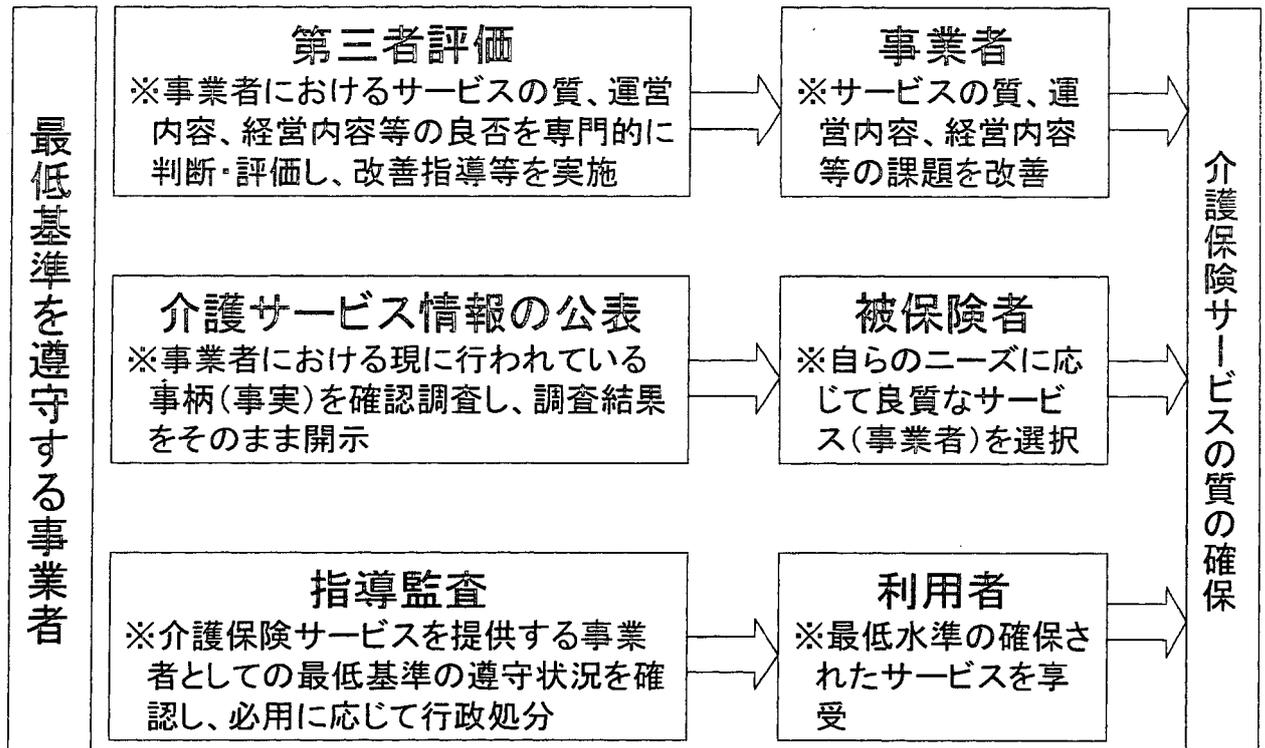
現実のサービス利用場面での実現が必要

介護サービス情報の公表

介護保険サービスの質の確保

(事業者において行われる行為)

(一義的な受益者)



「介護サービス情報の公表」 制度の概要

「介護サービス情報の公表」制度の趣旨・目的

介護保険サービスの利用・提供は「利用者」と「事業者」との契約

【利用者】 より適切な事業者を選択することが必要

→ 要介護高齢者等は事業者と対等な関係での情報入手に困難
(適切なサービス利用ができず心身機能低下のおそれ)

【事業者】 取組の努力が適切に評価され選択されることが必要

→ 事業者情報を公平・公正に公表する環境がない
(サービスの質の確保のための努力が報われない)

【介護サービス情報の公表制度】

- 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を自ら公表
 - ・ 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
 - ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

「介護サービス情報の公表」制度のポイント

(目的)

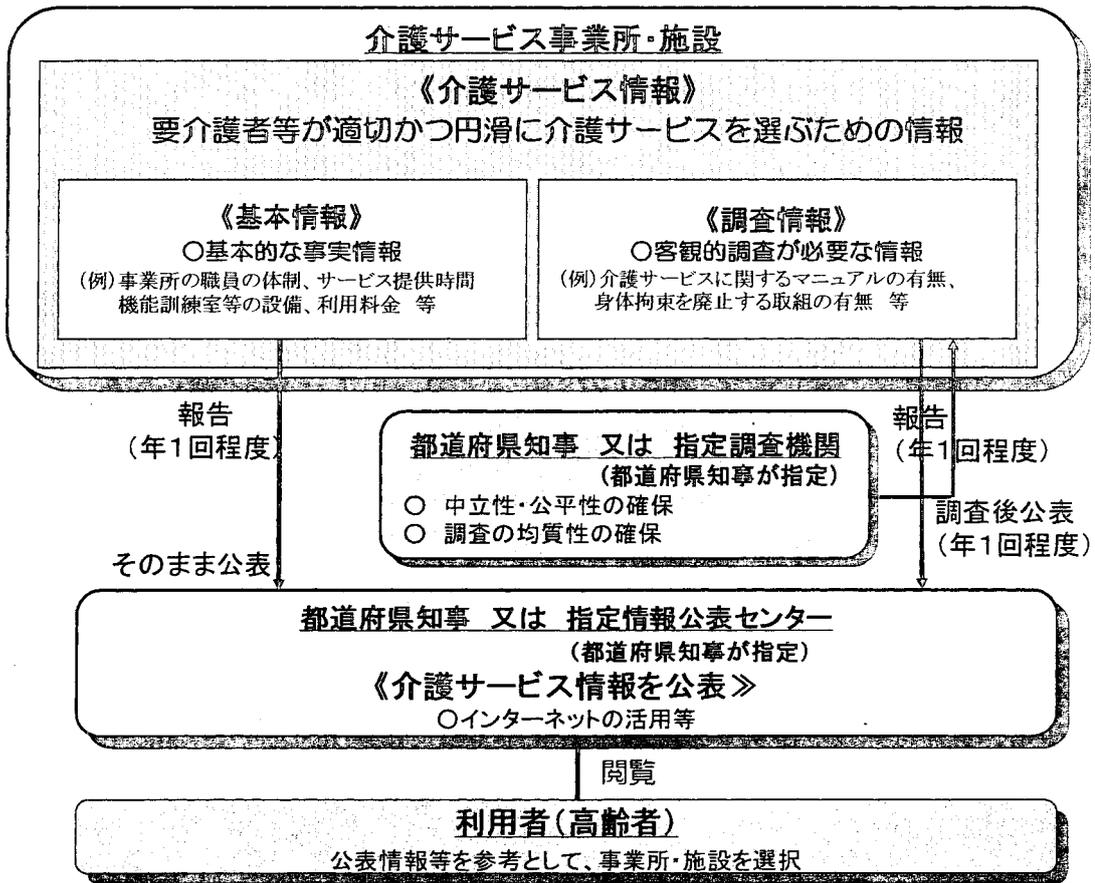
利用者の介護サービス事業所の選択(比較検討)を支援

(注) 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない

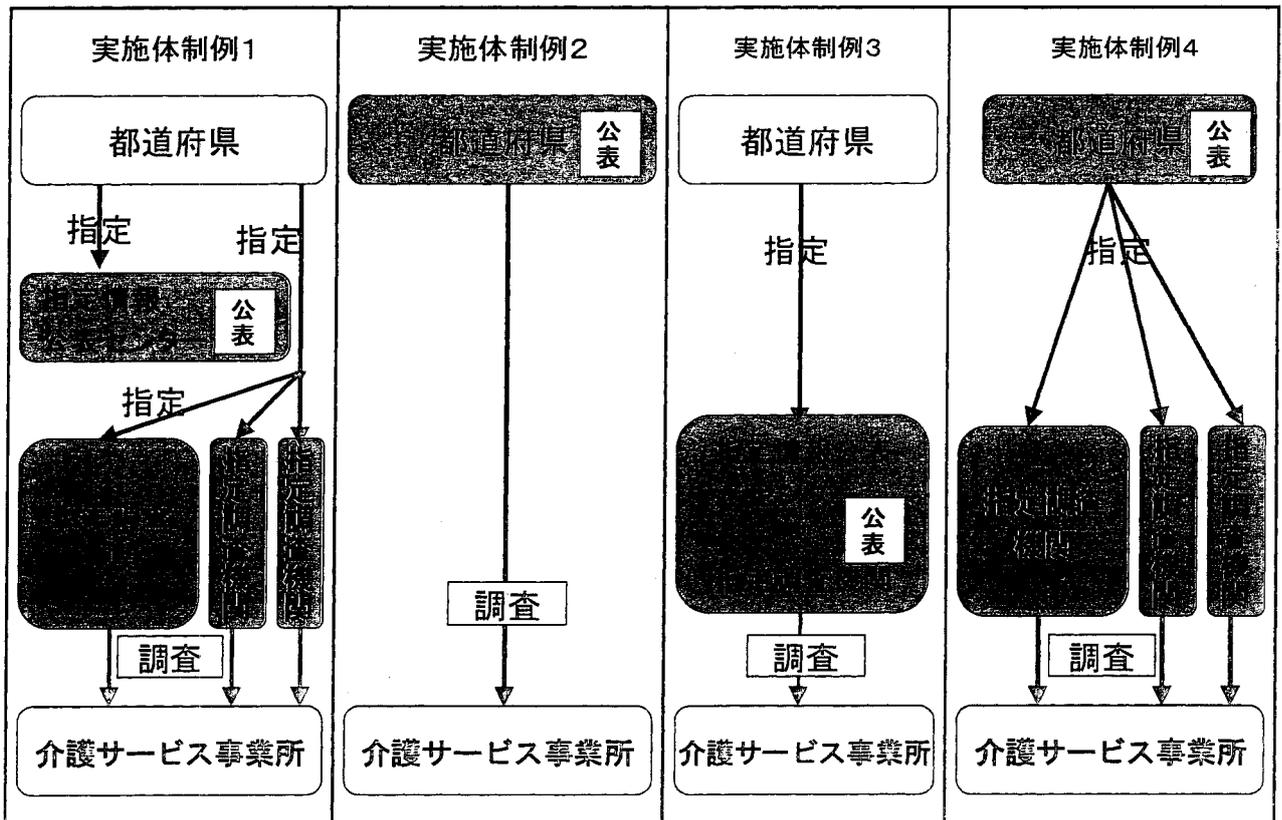
(実施方法)

- 基本的にすべての事業所が対象
- 事業所が現に行っている事柄(事実)を年1回公表
- 事実確認が必要な情報は第三者(調査員)が調査
- だれでも比較可能な客観的な情報を公表

介護サービス情報の公表制度の仕組み

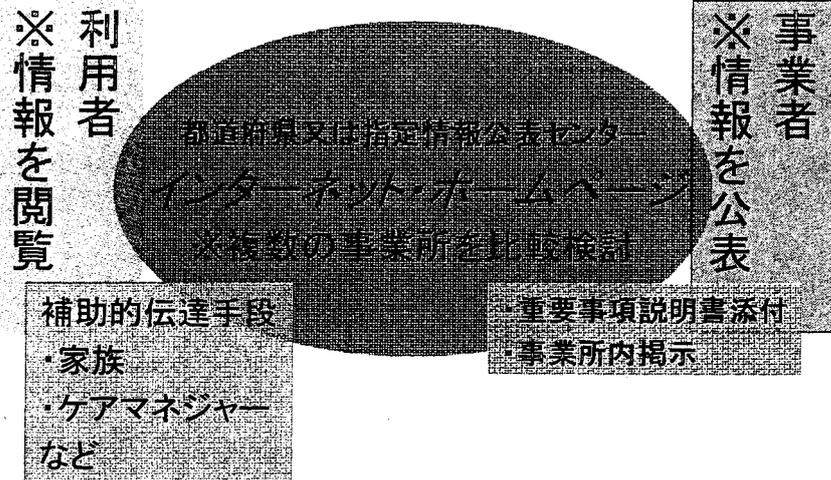


都道府県における「介護サービス情報の公表」実施体制 例



情報公表の方法

全ての(多くの)事業所の情報を、公平に、いつでも、誰でも
閲覧可能とし、利用者の比較検討・選択を支援



介護サービス情報の公表の効果

【利用者】

- 何を見て選ぶのか→視点の理解
- 比較検討材料を入手→選択肢の絞り込み

【事業者】

- 自らの取組の努力→広く広報
- 他の事業者の取組→参考材料

「介護サービス情報の公表」 制度の具体的内容

サービスの種類ごとの施行スケジュール

平成18年4月施行サービス

- ①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、
- ④通所介護、
- ⑤特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム、有料老人ホーム）、
- ⑥福祉用具貸与、⑦居宅介護支援、
- ⑧介護老人福祉施設、⑨介護老人保健施設

平成19年4月施行サービス

- ①訪問リハビリテーション、②通所リハビリテーション、
- ③介護療養型医療施設

サービスの種類ごとの施行スケジュール

平成20年4月施行サービス

- ①認知症対応型通所介護、②特定福祉用具販売、③短期入所生活介護、
- ④短期入所療養介護(介護老人保健施設、介護療養型医療施設)、
- ⑤介護予防訪問介護、⑥介護予防訪問入浴介護、⑦介護予防訪問看護、
- ⑧介護予防訪問リハビリテーション、⑨介護予防通所介護、
- ⑩介護予防認知症対応型通所介護、⑪介護予防通所リハビリテーション、
- ⑫介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム、有料老人ホーム)、
- ⑬介護予防短期入所生活介護、⑭介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設、介護療養型医療施設)、⑮介護予防福祉用具貸与、
- ⑯特定介護予防福祉用具販売、⑰地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム、有料老人ホーム)、
- ⑱地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※残りのサービスは、公表すべき情報の検討、実施体制の整備等を経て順次施行予定

報告・調査・情報公表の計画的実施

- 全国10万以上の事業所の報告・調査・情報公表を円滑に実施
(介護報酬収入年額100万円を超える事業所が対象)
- 毎年、都道府県ごとに計画を定めて実施

《計画で定める主な事項》

- 1 計画の基準日
- 2 計画の期間
- 3 報告対象事業所の名称
- 4 報告の提出先及び期限
- 5 調査月
- 6 指定調査機関の名称
- 7 情報公表月
- 8 その他

基本情報の主な項目

- 1 運営法人等の概要
- 2 事業所・施設の概要
- 3 従業者の状況
- 4 介護サービスの内容
- 5 利用料
- 6 都道府県知事が必要と認める事項

「基本情報」の概要

(介護老人福祉施設の例)

| 事項 | 主な内容 |
|----------|--|
| 運営法人関係 | 法人名・種類、所在地、連絡先、代表者名、設立日、他に実施する介護サービス |
| 施設関係 | 施設名、所在地、連絡先、指定番号、管理者名・職名、指定日、交通手段 |
| 従業者関係 | 職種別(常勤・非常勤別)人数、勤務時間、資格、従業者1人当たり利用者数、夜勤体制、嘱託医、従業者の業務経験年数、健康診断実施状況 等 |
| サービス内容関係 | 運営方針、介護報酬加算サービス、提供実績、施設・設備状況、苦情窓口、損害賠償、特色 等 |
| 利用料金関係 | 食費、居住費、特別居室費、特別食費、理美容代、日常生活費 等 |

施設からの「基本情報」の報告例

(施設に関する事項)

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 施設の名 称 | 介護老人福祉施設 〇〇〇〇 |
| 施設の所在地 | 〒123-4567 〇〇県〇〇市△△町8-9-0 |
| 施設の連絡先 | 電話 000-000-0000 FAX 999-999-9999 |

(介護サービスの内容に関する事項)

| | | |
|-------------------------|----|----|
| 重度化対応(介護報酬の加算)の有無 | なし | あり |
| 栄養マネジメントの実施(介護報酬の加算)の有無 | なし | あり |
| 看取り介護の実施(介護報酬の加算)の有無 | なし | あり |

(従業者に関する事項)

| 実人数 | 常勤 | | 非常勤 | |
|-------|----|-----|-----|-----|
| | 専従 | 非専従 | 専従 | 非専従 |
| 医師 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 生活相談員 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 看護職員 | 5 | 0 | 1 | 0 |
| 介護職員 | 12 | 0 | 3 | 1 |

(利用料等に関する事項)

| |
|-----------------------------|
| 食事に要する費用の額及びその算定方法 |
| 1食あたり〇〇〇円。 (□□〇〇円+△△〇〇円) |
| 居住に要する費用の額及びその算定方法 |
| 1日あたり〇〇〇円。 (□□〇〇円+△△〇〇円) |

調査情報の主な項目

1 介護サービスの内容

- ① 契約内容、介護サービス計画内容等の説明の有無
- ② 介護サービス提供マニュアル、実施記録等の整備の有無
- ③ 相談、苦情等対応の取組の有無
- ④ 介護サービス提供内容の評価、見直し等の取組の有無
- ⑤ 地域住民、ボランティアの受入れ等外部との連携の有無

2 事業所・施設の運営状況

- ① 事業計画等の策定・開示、業務改善会議等の取組の有無
- ② 業務分担の明確化、相談指導体制の確保等の取組の有無
- ③ 安全管理・衛生管理の取組の有無
- ④ 情報管理、個人情報保護等の取組の有無
- ⑤ 計画的な従業者研修、利用者意向を踏まえた運営改善等の取組の有無

調査業務の方法①

- 調査員2名以上
(1名はサービスに関する知識を予め有する者)
- 事業所を訪問し、代表者との面接調査

【面接調査の方法】

- 報告日現在 及び 報告日前1年間の調査
- 報告された事項のみを調査
- 事業者が提示する情報の事実の有無を確認
(注) 良し悪しの評価はしない
 - ※ 事業者自らの公表が前提
 - ※ 利用者自身の評価力の育成
 - ※ 評価は、人(主観)により異なる
- サービス提供記録等は、原本を1件確認
 - ※ 事業者は、1件で他の日常的な取組を説明
 - ※ 一定の確認基準は評価につながる

調査業務の方法②

- 資料は、紙、電子媒体は問わない
- マニュアル、記録等の具体名は問わない
- 事業計画等は、法人全体のもので可
- 研修会等の記録は、題目、日時、出席者、概要等を確認
- 研修は、外部研修への参加でも可

【調査の終了】

- 調査は、調査結果についての同意を得て終了
 - ・ 調査結果に事実誤認がないこと
 - ・ 調査結果がそのまま公表されること

事業所比較:介護サービス情報公表システム:事業者 Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 形式(I) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス: http://www.nec.com/kaisoup/BookMark.do

大項目 1 介護サービスの内容に関する事項

中項目 1 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利保護等のために設けている措置

| 小項目 1 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況 | 名称 | やすらぎ訪問介護 | ニコニコ訪問介護 | 訪問介護ほたる |
|--|----|----------|----------|---------|
| <p>規定事項(1) 利用申込者のサービスの提供に関する重要事項について説明し、サービスの提供開始について同意を得ている。</p> <p>確認のための材料</p> <p>重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその法定の署名若しくは記名押印がある。</p> <p>その他の確認のための材料</p> <p>(第三者による署名若しくは記名押印がある。) (第三者による署名若しくは記名押印がある。) (第三者による署名若しくは記名押印がある。)</p> | | | | |
| <p>規定事項(2) 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等との契約を行っている又は立会人を求めている。</p> <p>確認のための材料</p> <p>利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等と契約した契約書又は第三者である立会人を求めることに関する文書がある。</p> <p>その他の確認のための材料</p> <p>(文書に準ずるものがある。) (文書に準ずるものがある。) (文書に準ずるものがある。)</p> | | | | |
| <p>小項目 2 利用者等に関する情報の正確性及び誤謬の防止の取組の状況</p> <p>名称</p> <p>やすらぎ訪問介護</p> <p>ニコニコ訪問介護</p> <p>訪問介護ほたる</p> | | | | |
| <p>規定事項(1) 利用者の氏名を訪問し、利用者及びその家族の希望を聴取するとともに、利用者の心身の状況を把握している。</p> <p>確認のための材料</p> <p>アセスメント(解決すべき課題の把握)のための文書に、利用者及びその家族から聴取した内容及び判断結果の記録がある。</p> <p>その他の確認のための材料</p> <p>(判断結果の記録に準ずるものがある。) (判断結果の記録に準ずるものがある。) (判断結果の記録に準ずるものがある。)</p> | | | | |
| <p>小項目 3 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに関する情報の作成及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>名称</p> <p>やすらぎ訪問介護</p> <p>ニコニコ訪問介護</p> <p>訪問介護ほたる</p> | | | | |

ページが表示されました

調査事務・情報公表事務の手数料

- 手数料は事業者負担
 - 事業者が、利用者の選択に資する情報を公表し、より適切な事業者が選ばれることを支援 → 事業者の受益
- 都道府県条例で定める
 - ・各都道府県の調査体制、地理的条件等を踏まえて算定
 - ・議会議決等
- 国はガイドラインを提示
 - 介護保険制度に基づく全国共通の制度

介護サービス情報の公表制度の 施行状況について

指定情報公表センター・指定調査機関の指定状況 (平成19年7月1日現在)

指定情報公表センター

| | | |
|---------|----|------|
| 都道府県直営 | 6 | 13% |
| 社会福祉協議会 | 28 | 60% |
| 財団法人 | 4 | 8% |
| 社団法人 | 2 | 4% |
| NPO法人 | 1 | 2% |
| 国保連合会 | 6 | 13% |
| 合 計 | 47 | 100% |

指定調査機関

| | | |
|----------------|-----|------|
| 都道府県直営 | 0 | 0% |
| 社会福祉協議会 | 36 | 13% |
| 社会福祉法人 (社協を除く) | 5 | 2% |
| 財団法人 | 13 | 5% |
| 社団法人 | 23 | 8% |
| NPO法人 | 99 | 36% |
| 国保連合会 | 2 | 1% |
| 有限会社 | 35 | 13% |
| 株式会社 | 55 | 20% |
| その他 | 5 | 2% |
| 合 計 | 273 | 100% |

都道府県の事務の計画状況

(平成19年7月1日現在)

調査事務計画の終了月

| 終了計画月 | 都道府県数 |
|----------|-------|
| 平成20年1月末 | 2 |
| 平成20年2月末 | 13 |
| 平成20年3月末 | 28 |
| 平成20年5月末 | 3 |
| 平成20年7月末 | 1 |

情報公表事務計画の終了月

| 終了計画月 | 都道府県数 |
|----------|-------|
| 平成20年2月末 | 1 |
| 平成20年3月末 | 33 |
| 平成20年4月末 | 9 |
| 平成20年5月末 | 1 |
| 平成20年6月末 | 1 |
| 平成20年7月末 | 1 |
| 平成20年8月末 | 1 |

調査員の登録状況

(平成19年7月1日現在)

| | 調査員数 (人) | 構成割合 |
|-----|-------------|------|
| 常勤 | 1,092 | 12% |
| 非常勤 | 8,017 | 88% |
| 合計 | 9,109 | 100% |

情報公表対象事業所数

(平成19年7月1日現在)

| | |
|-------------|---------|
| 訪問介護 | 24,464 |
| 訪問入浴介護 | 2,334 |
| 訪問看護 | 8,328 |
| 訪問リハビリテーション | 2,454 |
| 通所介護 | 20,013 |
| 通所リハビリテーション | 6,362 |
| 特定施設入居者生活介護 | 2,095 |
| 福祉用具貸与 | 6,169 |
| 居宅介護支援 | 28,459 |
| 介護老人福祉施設 | 5,794 |
| 介護老人保健施設 | 3,436 |
| 介護療養型医療施設 | 2,263 |
| 合計 | 112,171 |

介護サービス情報の公表制度の問題点と対応

介護サービスの情報の公表制度については、利用者や介護サービス事業者等から下記のような問題点があると指摘が寄せられていることから、指摘事項に対しては逐次対応し、制度の適切な運用を図っているところである。

1 利用者等に対して制度の周知が不十分なのではないか。開示されている情報の項目が、利用者の選択に資するものになっていないのではないか。

【現状】

- 公表画面アクセス数 平成19年5月現在 約22万件
(※システム不具合等によりアクセス数が抽出できない4県を除くデータ)
平成20年1月現在 約24万件

【対応】

- 政府公報等を通じ、利用者への制度の普及啓発に努めているところ
- 全国会議等において、各都道府県に対し、被保険者のいる世帯、管内市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、広く本制度の活用について普及啓発を行うよう要請
- 今後、情報の項目の妥当性について検討を進める。

2 事業運営の透明性の確保が不十分なのではないか。

【現状】

- 全国会議等において、本制度の事業運営について、運営状況の開示を要請してきたところであるが、20都道府県については運営状況開示済み(予定含む)であり、27県については、未開示(平成19年10月時点)
→ 平成20年3月1日段階で、43都道府県については運営状況開示済み(予定含む)となり、残り4県について未開示

【対応】

- 全国会議等において、各都道府県に対し、各都道府県等のホームページ等を活用して積極的に事業運営の公表を行うことによって事業運営の透明性を確保を図り、幅広く国民の理解を得られる制度となるよう、適切な対応を行うことを要請

3 手数料水準が事業運営のコストに見合ったものでなく、過剰な負担となっているのではないか。

【現状】

- 各都道府県が、事業所に対する調査体制、地理的条件等を踏まえて算定し、都道府県条例で手数料を定めている。
- 手数料設定状況(全国平均) 約5万4千円
(調査事務手数料 約4万1千円 情報公表事務手数料 約1万3千円)(平成19年7月1日現在)
→ (全国平均) 約4万5千円
(調査事務手数料 約3万5千円 情報公表事務手数料 約1万1千円)(平成20年4月1日現在)

【対応】

- 一昨年より、全国会議等において、可能な限り調査事務等の実態を把握し、手数料の水準の妥当性等について検証し、対外的にも理解が得られるものとなるように、必要な条例の見直し等適切な対応を図るよう、累次要請してきているところ。本年1月16日に開催した全国厚生労働関係部局長会議や、本年2月27日に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議においても、再度、同様の要請
- また、昨年12月4日付けで、各都道府県に対して事務連絡を発出し、対外的にも妥当性等についての理解が得られる水準の手数料に引き下げるなど必要な条例の見直し等の取組を行うよう、重ねて依頼

介護サービス情報の公表に係る事務の簡素化

【平成20年度からの新しい施策】

1 介護予防サービス等の一体的報告・調査

(一体的に運営する事業所)

→ 平成20年度から追加施行予定の介護予防サービス等の報告・調査について、既に施行済の介護サービスの報告・調査と一体的に実施する。

2 WEB画面からの直接入力による報告方法の導入

→ 事業所報告・調査結果報告について、紙媒体又は磁気媒体による報告から、インターネット上での報告へ改善する。

より良い情報公表制度の実現に向けて

1 制度の理解促進

2 早期全面施行への積極的な取り組み

3 協力・協働(共につくる情報公表)

2 制度の適正運用等について

2 制度の適正な運用等について

- 各都道府県（指定情報公表センター、指定調査機関を含む。）におかれては、介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）の円滑な実施にご尽力をいただいているところであるが、介護保険制度の基本理念（利用者本位・高齢者の自立支援・利用者による選択（自己決定））の実現を支援する情報公表制度の重要性をご理解いただき、引き続き情報公表制度の円滑な運営の確保に向けて、法令及び国の技術的助言を踏まえながら、以下の事項に留意の上、都道府県ごとの主体的な判断のもとに引き続き、適正な運用をお願いしたい。

(1) 事業運営の透明性の確保について

- 情報公表制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の情報公表制度に対する理解を深めていただく観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい旨、一昨年より累次要請してきているところである。
- 引き続き、各都道府県等のホームページ等を活用して積極的に事業運営の公表を行う等、事業運営の透明性の確保について、重ねて適確な対応をお願いしたい。

(2) 手数料の適切な検証、見直しについて

- 情報公表制度における調査事務及び情報公表事務に係る手数料については、各都道府県において議会の議決等を踏まえて条例において設定されているところであるが、手数料の金額については、情報公表制度が平成18年度に施行された新しい制度であるとともに、原則すべての事業所調査やインターネットでの情報公表を行うなど、極めて新しい仕組みを導入したことから、事業初年度は事業規模等を適切に見込むことが困難であったことも想定されることである。
- しかし、手数料水準の妥当性等については、情報公表制度の施行以来、依然として介護事業者等からの疑義、意見等が多く寄せられているところであり、国会や社会保障審議会介護保険部会等の場においても、手数料水準の高さや、手数料の設定

方法等について議論の俎上にのぼっているところである。

- 現在の全国的な施行状況を見ると、
 - ① 当初想定していた事業所からの報告が、紙媒体ではなくエクセルなどの電子媒体によって行われている事業所が多いことにより、公表センターにおけるパンチ入力等の入力経費が抑えられたことや、
 - ② 当初2日程度と推定していた調査に必要な日数、時間等が、1日以内で実施されていること
など、事務の効率化が予想以上に早く進んでおり、施行時の手数料算定時の考え方が実態に見合わない状況になっていると考えられるところである。

- さらに、平成20年度の報告・調査の実施方法等については、
 - ① 既に施行済みの12サービスと同類型の予防サービス等の複数サービスを一体的に運営実施している事業所については効率的に実施する観点から同時に報告及び調査ができることとし、さらにサービス間で重複する項目については本体サービスについての回答及び調査のみとすることができることや、
 - ② 事業所報告、調査結果報告のWEB化を導入すること
により、事業所だけでなく、都道府県、公表センター及び調査機関の事務負担の軽減が、より一層図られると考えている。

- 今般、ご報告いただいた平成20年4月時点の手数料設定の状況を見ると、減額改定の県が約8割という状況であり、現在、多くの都道府県で見直しに向けた取組が行われていることは承知しているものの、一方で2割の県が変更無し若しくは検討中という状況であり、また、都道府県間における手数料の金額の幅は約1.6倍、約2万3千円と大きな開きがある状況である。

- 以上のような現状や事務の効率化等を踏まえ、例えば同一所在地における複数の事業所を同日に調査する場合の手数料については、旅費の重複分を勘案し低く設定するなど、その妥当性等について介護事業者等の理解が得られる水準の手数料となるよう、必要な条例の見直し等について、引き続き、適確に対応するよう強く願います。

(3) 普及啓発等について

ア 利用者等（情報の活用主体）に対する積極的な取組

- 情報公表制度は、利用者による利用者のニーズにあったより適切な介護サービスの比較検討、選択を支援する制度であり、当然、利用者等に活用される制度として定着させることが何より重要である。
- 現在の情報公表サイトのアクセス状況を見ると、都道府県間で大きな差がある状況であり、アクセスの低調な県も散見されるところである。
- このため、各都道府県においては、今後とも引き続き、被保険者のいる世帯、管内市町村（保険者）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、普及啓発イベント、県の広報誌での紹介等、さまざまな手法で広く情報公表制度の活用についての普及啓発を行っていただきたい。
- なお、一次情報として利用者が選択の絞り込み迄に使うツールである介護サービス情報から、利用者のニーズにあったより適切な事業者選択を行うために、具体的に、何を、どう読み判断するのかといった介護サービス情報の活用方法（読み解き方）についても、利用者等に向けて発信していただくことを期待している。

イ 介護事業者（情報の公表主体）に対する積極的な取組

- 情報公表制度は、介護事業者に対して情報の公表を義務付けるものであることから、情報公表制度の円滑な実施に当たっては、情報公表制度の趣旨目的、具体的な仕組み、手数料の考え方等についての介護事業者の理解を得ながら実施することが極めて重要である。
- 今後とも引き続き、事業者向け説明会等、さまざまな手法で介護事業者や管内の事業者団体等に対する制度の趣旨・目的、報告する介護サービス情報の内容、調査事務の性格・方法等についての丁寧な説明を行い、理解、協力が得られるよう、積極的に普及啓発に取り組んでいただきたい。

ウ 国としての取組

- 情報公表制度の普及啓発に当たっては、国としても、介護サービス情報公表支援センターと協力し、パンフレット等の作成支援等を行っているところであるが、今後とも、政府公報の実施等、必要な取組を積極的に行っていく予定である。

エ 利用者の情報活用の利便性の向上について

- 情報の公表に当たっては、例えば県のホームページのトップページから利用者が情報公表画面にできるだけ容易に接続が可能となるような工夫をするなど、利用者の公表情報の入手に当たっての利便性の向上に向けて、今後とも引き続き、積極的な取組をお願いしたい。

(4) 相談、苦情等の対応について

- 情報公表制度の円滑な実施に当たって、被調査事業所、公表情報の利用者等からの相談、苦情等について、引き続き、情報公表制度の趣旨目的や具体的内容の丁寧な説明が重要であると考えている。
- 相談、苦情等の対応に当たっては、相談、苦情等を的確に受け止め、対応者による差が生じることなく適切な説明、解決等が図られるよう、対応記録の整備や関係者間での必要な対応情報の共有等を適切に実施願いたい。
- なお、毎月、支援センターにご報告をいただいている相談、苦情等の取りまとめ情報については、実施状況を把握する上で重要な基礎資料であることから、引き続き、ご報告いただくようお願いしたい。

(5) 適切な調査事務等の実施について

ア 事実確認のための調査の徹底等について

- 情報公表制度の調査の趣旨・目的は、介護事業者が公表しようとする介護サービス情報のうち、利用者が自ら当該情報の事実を確認することが困難な情報について、利用者保護の観点から都道府県知事又は指定調査機関が、当該情報の根拠となる事実の有無を確認することであり、その際、調査結果の均質性の確保等の

観点から、調査員はその確認材料についての良し悪しの評価や指導改善等を行わないこととしている。

- 本制度において、調査員は都道府県知事から指定を受けた調査機関の職員として介護事業所と面談による調査を行うなど、主として事業所と直接対応する立場であることから、事業所の調査員に対する印象は、本制度に対する印象に直結するものである。
- このような中で、一部、調査に当たり、被調査事業所の取組内容に対する良し悪しの評価や指導とも受け取れる調査に対する意見等が未だ聞かれることから、都道府県におかれても調査員の均質性の重要性について、あらためて留意願うとともに、指定調査機関、調査員に対する情報公表制度の調査の趣旨の徹底及び継続的な指導をお願いしたい。
- また、情報公表制度における調査等の際に、調査員の調査外の行為（例：自社の紹介等）や、調査員が唐突に当該公表に係る報告・調査を拒否した場合における指定取消等の話をするなど、介護事業者にとって情報公表制度に対する不信感にもつながりかねない事例があるといった声も聞かれることから、情報公表制度そのものの信頼を損ねることが生じないように、指定調査機関等の動向に留意しつつ、指定調査機関等に対する必要な指導の徹底をお願いしたい。

イ 訪問調査員の構成について

- 調査事務の具体的な実施方法については、課長通知において、調査事務の円滑な実施のため、当面は調査員2名のうち1名を調査対象サービスに関する知識を予め有する者とするのが望ましい旨示しているところであるが、今後とも、円滑な調査が行われるよう、調査員の調査対象サービスに対する基礎的な知識の習熟度を踏まえた調査員の派遣に留意するとともに、調査員養成研修等の実施に当たっては、調査員が調査対象事業所の基礎的な知識やイメージを身につけられるような工夫をお願いしたい。

ウ 調査員養成研修について

- 本年度より、本体サービスと同類型の予防サービス等は、一部を除き項目が共通であること等から、本体サービスと同類型の予防サービス等を含めた研修区分とすることにより、平成19年度までに調査員養成研修を修了した者については、当該調査員が資格を有するサービスと同類型の予防サービス等について、当該研修を修了したものと見なして、本体サービスとの一体的な調査が実施できることとなったが、これにより、都道府県によっては、調査員として新たに採用される者がいない場合等は、研修の実施が不要となることも想定されるが、適宜、既存調査員に対する補講を行うなどの適切な対応をお願いします。

エ 的確な報告の受理について

- 介護事業者からの報告の受理に当たっては、課長通知において、介護事業者が報告する介護サービス情報について、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理することとしている。
- しかしながら、インターネット画面において、未記入事項等により、利用者が適切に介護事業者の情報を得ることができない状況となっている事例が見られる場合もある。
- このような点について、本年度から導入する事業所報告・調査結果報告のWEB化で対応できる部分については改善が図られるが、情報公表制度の信頼を損ねることがないように、公表センターにおかれても、報告の受理に当たっては、引き続き、適確に報告内容を確認し受理するようお願いしたい。

(6) 情報公表事務に関する計画策定の留意点について

- 各都道府県においては、情報公表事務計画の策定に当たっては、今後とも利用者や介護事業者の意見を把握しながら、介護事業者が不公平感を抱いたりすること等のないよう、実情に応じて工夫願いたい。
- また、平成20年度から、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、計画の基準日前の一年間において、事業者が施行通知Ⅲの1に定める各区分

内において、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えない場合を除き、報告の対象となるので留意願いたい。

- なお、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、基本的に各都道府県国民健康保険団体連合会において支払い実績額を把握していないことから、その把握については、都道府県の実情等に応じて適切に実施し計画を策定願いたい。

(7) 外部評価制度との関係について

- 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（指定基準）等の規程に基づいて、年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度も平成21年度から適用とする予定で現在調整中である。
- 具体的には、利用者の選択に資する情報であって、客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目について、昨年度、情報公表項目の原案を策定したところであり、本年度にモデル調査事業を実施した上で、平成21年度から情報公表制度において施行する予定である。
- また、外部評価制度の項目は、平成19年度における情報公表項目の原案の検討結果等を踏まえ、平成20年度中に介護サービスの具体的な内容の評価に関わる項目等について、外部評価制度の項目とするなど、所要の調整を行うこととしている。
- いずれにしても、両制度の施行に当たっては、介護事業者の負担、都道府県の実施体制の円滑な整備等に関する配慮が必要との認識の下に現在整理中であり、整理が終わったものから適宜、お知らせすることとしているので、了知願いたい。

3 今後のスケジュール等について

「介護サービス情報の公表」

(1) 今後のスケジュールについて (予定)

| | 事 項 | 内容、スケジュール等 |
|-------|--------------------------|---|
| 厚生労働省 | 厚生労働省令改正 (サービスの追加) | <ul style="list-style-type: none"> ・項目(案)の骨格については平成20年中に固めることを目途とする。 ・平成21年2月公布 |
| | その他の技術的助言 | <ul style="list-style-type: none"> ・改正施行通知(平成21年2月上旬) |
| | 制度の普及・啓発 (利用者・事業者団体等) | <ul style="list-style-type: none"> ・適宜実施 |

| | 事 項 | 内容、スケジュール等 |
|------|--------------------------|--|
| 都道府県 | モデル調査事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・中央研修会(平成20年6月下旬) ・モデル調査(平成20年7月) ・結果の報告等(平成20年 調査票 8月末、報告書 9月中旬) |
| | 調査員(指導者)養成 | <ul style="list-style-type: none"> ・追加サービスの調査員指導者の養成(平成21年2月～) ・追加サービスの調査員養成研修(平成21年3月～) ・調査員の登録(平成21年4月) |
| | 公表システム整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・追加サービス分のシステム導入(平成21年4月～) |
| | 制度の普及・啓発 (利用者・事業者団体等) | <ul style="list-style-type: none"> ・適時実施 |

| 事 項 | | 内容、スケジュール等 | |
|----------------|----------------------------|--|------------------------------------|
| シルバースervice振興会 | モデル調査員中央研修 | ・中央研修会（平成20年6月下旬） | |
| | 項目作成等 20'作成の21サービス | ・検討部会等の開催（平成20年8月～平成21年2月） 20'作成の21サービス（平成20年8月下旬～9月） | |
| | 公表システム | 都道府県分 | ・追加サービス分の開発 （平成20年11月～平成21年3月末） |
| | | 中央分 | ・開発・導入の実施（平成20年11月～平成21年3月末） |
| | 調査員養成研修教材 | ・教材作成（平成20年12月～平成21年3月） | |
| | 調査員指導者養成 | ・養成研修の開催（平成21年3月） | |
| | 制度の普及・啓発支援 （利用者・事業者団体等） | ・適時実施 | |

(2) 介護サービス情報の公表制度に関するQ & A

(問1) 一体的な報告・調査を行うサービス区分において、「主たるサービス」が存在しない場合の報告・調査の方法、調査票の取扱等如何。

(答)

- 1 各区分内における何れかのサービスを「主たるサービス」とみなし、主たるサービスが存在する場合と同様、一体的に報告及び調査を実施するものとする。
- 2 なお、みなしとする「主たるサービス」については、例えば各区分内において介護報酬支払実績の一番大きいサービスを「主たるサービス」とする等、個別具体的に実態を総合的に勘案し、各都道府県において適宜判断していただきたい。

(問2) 一体的運営が行われている場合には、調査情報において、主たるサービスの報告・調査のみとすることとされているが、主たるサービスで材料はないものの、予防サービス等では材料がある場合の取扱方法如何。

(答)

- 1 施行通知でお示ししたとおり、各区分内において一体的に運営されているサービスの調査情報については、同一の事業者による取組であり、基本的に全てのサービスについて共通しているという考え方を前提として、報告・調査について、原則主たるサービスについて報告・調査を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告・調査をもって報告・調査を行ったものとみなすこととしている。
- 2 さらに、確認のための材料のうち、利用者ごとの記録等の事実確認に当たっては、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとするところとしたところである。

- 3 また、一体的に運営されている場合、いずれのサービスも、特段に区別して提供されていないのが一般的であると考えられること等の為、いずれかの資料で確認できた場合は、基本的に「あり」と取り扱うこととしていただきたい。
- 4 なお、ご照会のような特別なケースについて、最終的には都道府県の判断により別々の事実情報を公表することとした場合には、報告システムの画面上等では対応できないことから、指定情報公表センター等において、一旦公表した後にデータベースを修正することにより適宜対応願いたい。

(問3) 平成20年度調査計画に位置づけられた事業所が、新たに、同じ区分内のサービスの新規指定を受けた場合、手数料の支払いはどのように取り扱うべきか。

(例) 訪問介護のみ指定を受けている事業所が、基本及び調査情報についての報告及び公表を終えた後に、同一年度内に介護予防訪問介護の新規指定を受けた場合

- | | | |
|----------|---|---------------------|
| ①訪問介護 | → | 公表及び調査手数料 |
| 介護予防訪問介護 | → | 公表手数料 |
| ②訪問介護 | → | 公表及び調査手数料 |
| 介護予防訪問介護 | → | 僅かの特有項目の追加なので徴収しない。 |

(答)

- 1 基本的に訪問介護のデータを複製することが可能であるというシステムの機能を勘案すると、そのデータを介護予防訪問介護事業所の基本情報として公表するに至るまでの公表センターにおける事務負担が、例えば主たるサービスと一体的に公表する場合(この場合の手数料は本体サービスのみ)の事務負担と、大きく差が生じるとは考えにくい。
- 2 したがって、このようなケースにおいては、新規指定に係る介護予防訪問介護の公表手数料を徴収する必要は無いものと考えている。

(問4) 平成20年度途中で予防等のサービスが新規で指定され、本体サービスは平成20年度以前に指定されていたものの、計画策定期間において100万円以下であったため、計画対象外となっていた事業所のデータ報告は、予防等のサービスの新規指定の段階で、本体サービスについても報告してもらうようになるのか。

(答)

- 1 計画策定期間において100万円以下である本体サービスについては、年度途中で同一区分の予防等サービスが新規指定されたとしても、報告を行う必要は無い。
- 2 したがって、新規指定された予防等サービス分だけについて報告・公表を行うものとする。

4 平成20年度国庫補助について

「介護サービス情報の公表」制度推進事業の内容（予定）

平成20年度においては、平成19年度に事業所情報公表項目案の検討を行った夜間対応型訪問介護等を対象とするモデル調査事業を実施する予定としている。

これらのサービスの多くは、基礎となる介護サービスにかかる情報公表が既に施行されており、これらを併せて実施している事業者の事務的な負担等を考慮した効率的な報告・調査を実施することを念頭においたモデル事業を実施する。

当該サービスに係るモデル調査事業調査員中央研修を6月下旬頃に実施する予定としている。各都道府県においては、モデル調査事業調査員の選定、中央研修会への派遣等について、速やかな手続きをお願いしたい。中央研修受講調査員については、6月上旬頃には把握する予定としているので了知されたい。

モデル調査事業では、次のような流れで、各種課題を抽出する予定である。なお、各種調査票については、支援センターが実施する中央研修会においてお示しするので了知されたい。

なお、システム改修の関係上、調査結果の集計については、8月中を目途に支援センターが行う調査研究事業の中で全国集計を行うこととしているので、各都道府県においては、調査後の調査票及び調査結果を8月末までに支援センター宛送付願いたい。

また、報告書については、9月中旬までに当職宛送付願いたい。

【各種調査票による課題の抽出】

1 基本情報項目調査票（事業所用）

基本情報項目について、事業所が記入するに当たっての問題点の抽出

2 調査情報項目調査票（事業所・調査員共通）

- ・事業所において、予め記載されている確認のための材料に基づく事実確認及び予め記載されていない確認のための材料の抽出
- ・調査員が行う確認のための材料の事実確認における問題点の有無の抽出

3 総括調査票（事業所用）

事業所が訪問調査を受けるに当たっての負担、訪問調査の内容等に係る問題点の抽出

4 総括調査票（調査員用）

調査員養成研修の内容、訪問調査を行う調査員の構成、調査業務の量、訪問調査の内容等に係る問題点の抽出



【検証会議における意見の抽出】

1 各種調査票に基づいて、調査票の記載が困難な項目に関する意見、調査票記載内容に関する補足的意見等を抽出

- ・事業所からの意見
- ・調査員からの意見

2 都道府県（及び事業受託団体）と調査員及び事業所との間で、次の事項に関する意見交換を行い、そこで得られる意見等を抽出

- ・実施体制に関する意見
- ・事業全体の運営方法に関する意見
- ・その他



【報告書の作成】

(注) 適宜、調査対象サービスごとに区分して記載

1 各種調査票の集計結果

- ① 基本情報項目調査票（項目記載上の問題点）の集計結果
- ② 調査情報項目調査票の集計結果
- ③ 総括調査票（事業所用）の集計結果
- ④ 総括調査票（調査員用）の集計結果

2 検証会議における意見

- ① 事業所からの意見
- ② 調査員からの意見

3 都道府県における意見（1、2等を踏まえた次の①から⑥に関する総括的意見）

- ① 実施主体の業務に関する意見
- ② 実施体制に関する意見
- ③ 調査方法に関する意見
- ④ 訪問調査を行う調査員の構成に関する意見
- ⑤ 事業所情報公表項目に関する意見
- ⑥ 情報の公表方法に関する意見

○モデル調査実施に当たっての留意点

(a) 個人情報の取扱い

事業所の訪問調査においては、本来は、事業所が保有する利用者又は家族に関する個人情報を閲覧する機会があるが、事業所には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づく個人情報の利用目的による制限がある。

このため、モデル調査事業実施に当たっては、事業所は、事業所が自ら調査情報項目を記入する際に用いた確認のための材料のうち、個人を特定する情報を削除したサンプル1部を事前に準備するものとする（すなわち、モデル調査事業においては、個人情報の閲覧は行わない。）。

【個人情報の保護に関する法律】

(平成15年5月30日 法律第57号)

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を

遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(b) 守秘義務の取扱い

調査員は、訪問調査に当たり、事業所の運営内容等を知り得る立場にあることから、都道府県又は事業受託団体と調査員との間において、モデル調査事業実施に当たっての守秘義務に係る誓約書を取り交わすこととする。

また、誓約書の様式例を次のとおり示すので参考にされたい。

なお、本事業を委託により実施する都道府県にあつては、事業受託団体と委託契約上、守秘義務に関する定めを置くこととする。

(様式例)

誓 約 書

「介護サービス情報の公表」都道府県モデル調査事業における事業所の調査に当たり、次のとおり誓約します。

調査に携わったことにより知り得た次の情報について、当該事業を遂行する者以外の第三者に漏洩しないとともに、当該事業の目的以外に使用しない。

また、当該事業終了後においても同様とする。

- ・利用者及び家族の個人情報
- ・事業者の業務内容、経営内容等の情報
- ・その他、調査を通じて知り得た情報

平成 年 月 日

実施主体

代表者 殿

住所

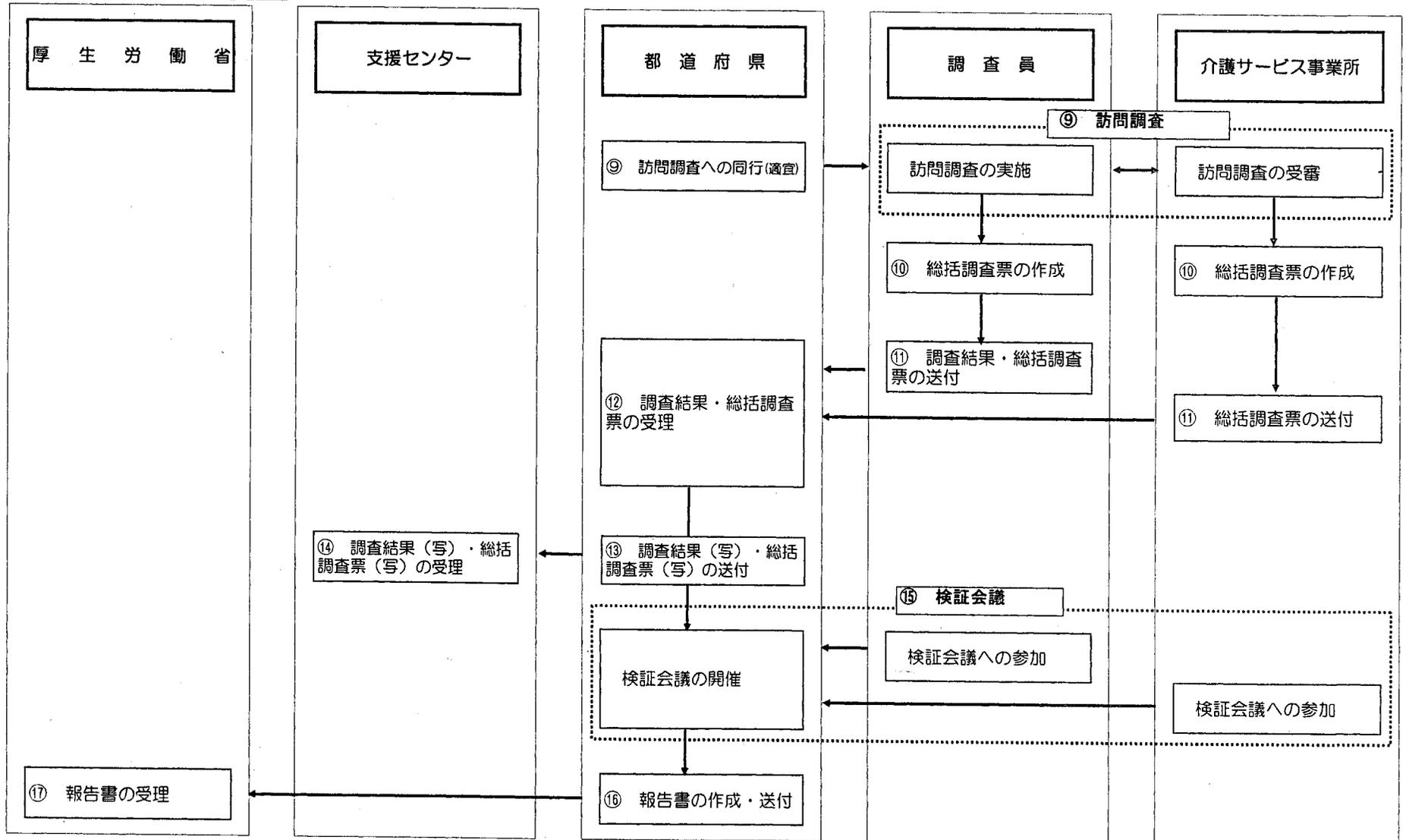
調査員氏名 印

(c) モデル調査事業の実施要領（案）

モデル調査事業の流れ、実施要領（案）は、以下に示すとおりである。

都道府県モデル調査事業の実施方法・手順

【モデル調査-2】



(3) モデル調査事業の実施要領（案）

| スケジュール項目 | 実 施 内 容 | 留意点 |
|---------------------------|--|-----|
| モデル調査事業の目的 | <p>利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する情報を円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るため、介護サービスに関するモデル調査を実施し、調査内容、訪問調査を行う調査員の構成、研修カリキュラム、実施体制等の検証を行うこと。</p> | |
| 中央研修への参加 | <p>1. 日程及び会場 日程及び会場については調整中。</p> <p>2. 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県職員の参加者数は、会場規模の都合により全サービスを通じて原則2名とする。 なお、事業を委託している場合は、受託団体の職員が都道府県職員と同行して差し支えないが、その場合であっても、合計2名以内とする。 ・中央研修修了者については、介護サービス情報公表センターから都道府県に対して研修修了者名簿が送付される。また調査員に対する修了証の交付を行う。 | |
| ①調査票様式の送付 ②調査票様式の受領・確認 | <p>1. 日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各サービス用調査票様式が完成次第、当職から都道府県に対して速やかに送付する。 <p>2. 手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票様式の送付 各調査票様式等は原則電子媒体にて送付する。(①基本情報項目、②調査情報項目、③総括調査票（調査員用）、④総括調査票（事業所用）⑤その他必要書類) ・調査票様式の受領・確認 都道府県は、調査票様式受領後速やかに確認し、受領した旨を当職宛に連絡する。 | |
| ③事前説明会の開 | <p>1. 内容</p> <p>事前説明会は、調査員及び事業所に対し、本モデル事業の趣</p> | |

旨の徹底、理解の促進を図る観点からの説明を行うとともに、訪問調査の日程、段取り等を確認するために実施する。

2. 日程

- ・中央研修終了後、1日程度で実施する
- ・各サービス毎の開催、複数サービスをまとめて開催、全サービス同時開催等適宜開催して差し支えない。

3. 参加者

- ・調査員、事業者及び都道府県（及び事業受託団体）担当者等とする。

4. 手順

- ・必要書類の配布

（調査員）

- ・総括調査票（調査員用）
（基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票については、事業所が記入した後配布）
- ・委嘱状等（各都道府県の実情に応じて）
- ・守秘義務遵守に関する誓約書（様式例参照）
- ・その他（必要に応じて当職より送付する資料）

（事業所）

- ・調査票様式
（①基本情報項目、②調査情報項目、③総括調査票（事業所用））
- ・その他（必要に応じて当職より送付する資料）

- ・モデル事業の趣旨説明

中央研修会資料等に基づき、調査員及び事業所に対する「介護サービス情報の公表」制度の趣旨・目的、モデル調査の趣旨・目的、内容等についての説明を行う。

- ・訪問調査日程の確定等

（事業所からの調査票の提出期限）

都道府県と事業所との間で、事業所が記入した基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票の提出期限を定めておく。（基本的に、事前説明会終了後、速やかな記入を依頼する。）

また、総括調査票（事業所用）は、訪問調査終了後速や

| | | |
|---|---|--|
| | <p>かに送付することとして定めておく。</p> <p>(訪問調査の日程調整) 訪問調査の日程調整は、関係者が一堂に会する事前説明会時に行っておくことが望ましい。 また、実際の訪問調査は事前説明会終了後から早い段階で適宜実施する。</p> <p>(調査員からの調査結果の提出期限) 基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票については、各訪問調査終了後速やかに都道府県へ送付することとして定めておく。 また、総括調査票（調査員用）については、各調査員が担当する全ての訪問調査終了後速やかに送付することとして定めておく。</p> <p>(検証会議の日程調整) 検証会議の日程調整についても、事前説明会時に調整しておくことが望ましい。</p> <p>・調査結果の取扱い方法 調査員に対し、調査結果については（写）をとらず、全て都道府県へ提出させるよう徹底する。</p> | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>④調査票の記入 ⑤～⑧調査票の送付等</p> </div> | <p>(実施手順)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業所は、基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票について自ら記入する。 ② 事業所は、調査票記入後、都道府県へ提出する。 ③ 都道府県は、調査票の受理後、記入内容を確認し、無記入欄がある場合には、事業所へ確認の上、都道府県において記入する。 ④ 都道府県は、事業所から提出された調査票について、各調査員用1部づつ（合計2部）をコピーし、調査員へ送付する。 | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>⑨訪問調査の実施</p> </div> | <p>(実施手順)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各調査員による調査票の確認 | |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>② 調査員間の事前打ち合わせ 必要に応じて、調査員間でヒアリングの役割分担等の事前打ち合わせを行う。</p> <p>③ 訪問調査の実施 訪問調査は、中央研修の内容に即して実施する。</p> <p>④ 都道府県職員の訪問調査への同行 都道府県職員は、適宜訪問調査へ同行して差し支えない。</p> | |
| <p>⑩ 総括調査票の作成</p> | <p>(実施手順) 調査員及び事業所は、訪問調査終了後速やかに、各総括調査票を記入する。</p> | |
| <p>⑪ 調査結果・総括調査票の送付</p> | <p>(実施手順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査員 調査員は、基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票を都道府県へ送付する。 また、調査員が担当する全ての訪問調査終了後速やかに総括調査票（調査員用）を都道府県へ送付する。 ・事業所 事業所は、訪問調査終了後速やかに、総括調査票（事業所用）を都道府県へ送付する。 | |
| <p>⑫ 調査結果・総括調査票の受理 ⑬ 調査結果（写）の送付</p> | <p>(実施手順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査員からの調査結果・総括調査票 ① 都道府県は、調査票の受理後、記入内容を確認し、無記入欄がある場合には、調査員へ確認の上、都道府県において記入する。 ② 都道府県は、調査員からの調査結果（基本情報項目調査票（写）、調査情報項目調査票（写）、総括調査票（写））を適宜取りまとめ、介護サービス情報公表支援センター宛に送付する。（介護サービス情報公表支援センターにおいて集計を行うこととしている。） ・事業所からの総括調査票 都道府県は、事業所からの総括調査票を8月末までに取りまとめ、介護サービス情報公表支援センター宛に送付する。 | |

⑭検証会議の開催

1 内容

、調査結果及び課題を集約・整理し、事業主体の業務、実施体制、調査方法、調査員の構成、事業所情報公表項目案等の検証を行う。

2 日程

訪問調査終了後、各サービス毎の開催、複数サービス（類似サービス等）をまとめて開催等適宜実施する。

3 参加者

調査員、事業者、都道府県（及び事業受託団体）担当者等

4 資料

- ・基本情報項目調査票調査結果
- ・調査情報項目調査結果
- ・総括調査票（事業所用）調査結果
- ・総括調査票（調査員用）調査結果
- ・その他

5 手順

- ・事業所から、各種調査票に記載することが困難な意見、調査票記載内容の補足的な意見等を集約する。
- ・調査員から、各種調査票に記載することが困難な意見、調査票記載内容の補足的な意見等を集約する。
- ・都道府県（及び事業受託団体）と調査員及び事業所との間で、実施体制、事業全体の運営等の問題点等を意見交換する。

平成20年度「介護サービス情報の公表」関係国庫補助事業について

介護保険事業費補助金 介護サービス適正実施指導事業 「介護サービス情報の公表」制度推進事業実施要綱（案）

(1) 目的

この事業は、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する介護サービス情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るため、介護サービスに関するモデル調査を実施し、調査手法及び調査内容等の検証を行うことを目的とする。

(2) 実施主体

事業の実施主体は、都道府県とする。但し、事業の全部又は一部を指定情報公表センターの指定をしている法人等に委託することができる。

(3) 事業内容

ア モデル調査事業

(ア) モデル調査の実施

① 調査対象

調査対象サービスは以下のとおりとする。

- a 療養通所介護
- b 特定施設入居生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- c 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- d 特定施設入所者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）
- e 特定施設入所者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）
- f 夜間対応型訪問介護
- g 小規模多機能型居宅介護
- h 認知症対応型共同生活介護
- i 地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）
- j 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- k 介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- l 介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）
- m 介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）
- n 介護予防小規模多機能型居宅介護
- o 介護予防認知症対応型共同生活介護
- p 介護予防支援

② 実施箇所数

調査対象サービス毎に複数箇所とする。

③ 調査対象事業所の選定

調査対象事業所は、別紙「調査対象事業所及び調査候補者選定基準」（以下、「選定基準」という。）により選定し、調査対象事業所の同意を得て決定する

ものとする。

④ 実施方法

a 各調査対象事業所毎の調査体制

1 事業所当たり調査員 2 名 1 組で訪問調査を実施するものとする。

b 調査日数

1 調査当たり訪問調査日数は概ね 1 日とする。

⑤ 調査様式

別に定める調査対象事業所毎の調査様式により実施するものとする。

⑥ その他

調査スケジュールが確定し次第厚生労働省へ報告するものとする。

(イ) モデル調査事業調査員の選定等

① モデル調査事業調査員候補者の選定

モデル調査事業調査員候補者は、別紙「選定基準」により選定し、モデル調査事業調査員候補者の同意を得て決定するものとする。

モデル調査事業調査員候補者の選定に当たっては、原則として、制度施行後調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者とする。

また、同業他社の役員・職員ではない者とするよう配慮するとともに、原則 1 サービス当たり 4 名とし、可能な限り制度施行を踏まえた選定とすること。

② 中央研修への派遣

都道府県は、モデル調査事業調査員候補者を中央研修へ派遣する。

なお、今回の中央研修において、モデル事業対象サービスが多岐に渡ることを踏まえて、既に施行されている介護サービスと共通部分の公表項目に係る説明は割愛するものとする。

③ 事前説明会の開催

都道府県は、中央研修を修了したモデル調査事業調査員、調査対象事業所に對して事前説明会を開催し、訪問調査の日程調整等を行う。

(ウ) 都道府県検証会議の開催

① 内容

調査結果を集約・整理し、調査方法、事業所情報公表項目等の検証を行うものとする。

② 構成

都道府県職員、指定情報公表センターの指定をしている法人、調査員、調査対象事業所職員等で構成するものとする。

③ 報告書の作成

報告書を作成し、9 月中旬迄に厚生労働省へ提出する。

(注) 調査後の調査票及び調査の集計結果については、検証会議の前の 8 月末迄に介護サービス情報公表支援センターに提出すること。

(4) 実施上の留意点

ア モデル調査事業の実施に当たっては、制度施行時の実施方法、実施体制等を念頭

に置いた体制で実施するように努めること。但し、調査対象事業所が特定される形での調査結果の公表及び調査対象事業所からの調査費用の徴収は行わないこと。

- イ 本事業の関係者は、正当な理由なしに本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、本事業実施における利用者及び利用者家族の個人情報の取り扱いについては別に定めるものとする。

調査対象事業所及び調査員候補者選定基準 (案)

| 区分 | 調査員候補者選定基準 | 調査対象事業所選定基準 |
|--------------------------------|---|--|
| 療養通所介護 | <p>原則として、本制度の通所介護、訪問看護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護のいずれか又はすべての調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護、訪問看護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護のいずれか又はすべての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・療養通所介護のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |
| 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型） | <p>原則として、本制度の特定施設入居者生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |
| 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型） | <p>原則として、本制度の特定施設入居者生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |
| 特定施設入所者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅） | <p>原則として、本制度の特定施設入居者生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |

| 区分 | 調査員候補者選定基準 | 調査対象事業所選定基準 |
|------------------------------------|---|---|
| 特定施設入所者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型） | <p>原則として、本制度の特定施設入居者生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）のいずれか又はすべての指定を受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u> ・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |
| 夜間対応型訪問介護 | <p>原則として、本制度の訪問介護、介護予防訪問介護のいずれか又はすべての調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護、介護予防訪問介護のいずれか又はすべての指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u> ・夜間対応型訪問介護のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |
| 小規模多機能型居宅介護 | <p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u> ・小規模多機能型居宅介護のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |
| 認知症対応型共同生活介護 | <p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型共同生活介護の指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u> ・認知症対応型共同生活介護のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |

| 区分 | 調査員候補者選定基準 | 調査対象事業所選定基準 |
|------------------------------------|---|--|
| 地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅） | <p>原則として、本制度の特定施設入居者生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型） | <p>原則として、本制度の特定施設入居生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型） | <p>原則として、本制度の特定施設入居生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅） | <p>原則として、本制度の特定施設入居生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |

| 区分 | 調査員候補者選定基準 | 調査対象事業所選定基準 |
|--|---|--|
| 介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型） | <p>原則として、本制度の特定施設入居者生活介護の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）のいずれか又はすべての指定を受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | <p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護の指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防小規模多機能型居宅介護のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | <p>原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護の指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防認知症対応型共同生活介護のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |
| 介護予防支援 | <p>原則として、本制度の居宅介護支援の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスに関する知識をあらかじめ有する者 2. 上記以外の者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援の指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所 ・介護予防支援のみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。 |

「介護サービス情報の公表」制度推進事業交付要綱（案）

介護保険事業費補助金交付要綱（案）

（抜粋）

この補助金は次の事業を対象とする。

～（略）～

| 基 準 額 | 対 象 経 費 | 補 助 率 |
|----------------|--|-------|
| 厚生労働大臣が必要と認めた額 | 「介護サービス情報の公表」制度推進事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 1 / 2 |

介護保険事業費補助金

「介護サービス情報の公表」制度支援事業実施要綱

1. 目的

利用者の権利擁護、サービスの質の確保等の観点から、介護サービス事業者に対し、利用者の適切な介護サービスの選択に資する情報を公表する「介護サービス情報の公表」制度の円滑な施行の支援を行うことを目的とする。

2. 事業実施主体

事業の実施主体は都道府県とする。ただし、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると思われる団体等に委託することができる。

また、都道府県に替わって、介護保険法第115条の36に規定する指定情報公表センターの指定を受けた法人及び介護保険法第115条の30に規定する指定調査機関の指定を受けた法人が事業を実施する場合には、当該法人に対して助成することができる。

3. 事業内容

(1) 介護サービス情報の公表事業

介護サービス情報の公表制度の調査事務、情報公表事務等の円滑な施行のために必要な事業とする。

(2) 都道府県介護サービス情報公表システム（追加サービス分）導入事業

別途開発する都道府県介護サービス情報公表システム（追加サービス分）について、都道府県において導入する事業とする。

(3) 普及・啓発事業

「介護サービス情報の公表」制度について事業者、利用者等に対する普及・啓発を行う事業とする。

(実施方法)

次の事業を実施する。

- ア パンフレット等の作成
- イ 広報誌等の作成
- ウ シンポジウム等の開催
- エ その他普及・啓発のために必要な事業

(4) 調査員指導者養成事業

都道府県において、調査員指導者を養成する事業とする。

4. 経費の補助

この実施要綱により実施する経費については、予算の範囲内で補助するものとする。

「介護サービス情報の公表」制度支援事業交付要綱（案）

介護保険事業費補助金交付要綱（案）
（抜粋）

この補助金は次の事業を対象とする。

～（略）～

| 基 準 額 | 対 象 経 費 | 補助率 |
|----------------|--|-------|
| 厚生労働大臣が必要と認めた額 | 「介護サービス情報の公表」制度支援事業に必要な賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、報酬、報償費、旅費、通信運搬費、補助金（指定情報公表センターの指定を受けた法人が事業を実施する場合は、都道府県が助成する対象経費として、給料、職員手当及び社会保険料事業主負担金を含む。） | 1 / 2 |

5 參考資料

○情報公表センター・調査機関における事業運営の開示状況(県別)

○ 事業運営の開示状況(平成20年3月1日現在)

| | | |
|------------|-----------------|----|
| 1 情報公表センター | 開示した情報公表センター | 31 |
| | 今後開示予定の情報公表センター | 13 |
| | 開示予定のない情報公表センター | 3 |

| | | |
|--------|------------|----|
| 2 調査機関 | 開示した県 | 31 |
| | 全部今後開示予定の県 | 12 |
| | 一部今後開示予定の県 | 2 |
| | 開示予定の無い県 | 2 |

※ 県内に複数調査機関がある場合、一部が未開示であり、今後開示する予定の県については「一部今後開示予定の県」ということで整理している。

○ 開示の方法

| | | |
|------------|----------------|----------------------------|
| 1 情報公表センター | 県庁ホームページ | 19 |
| | 県庁で閲覧 | 2 |
| | 情報公表センターホームページ | 21 |
| | 情報公表センターで閲覧 | 12 |
| | その他 | ・公表専用ホームページ ・社協への開示請求 等 |

| | | |
|--------|------------|--|
| 2 調査機関 | 県庁ホームページ | 19 |
| | 県庁で閲覧 | 3 |
| | 調査機関ホームページ | 20 |
| | 調査機関で閲覧 | 12 |
| | その他 | ・情報公表センターホームページで開示 ・指定機関発行の広報誌に掲載 等 |

○ 開示内容(予定を含む)

| | | |
|------------|-------|------------------|
| 1 情報公表センター | 事業報告書 | 33 |
| | 収支決算書 | 36 |
| | 貸借対照表 | 11 |
| | 事業計画 | 18 |
| | 収支予算書 | 17 |
| | その他 | ・法人概要 ・財産目録 等 |

| | | |
|--------|-------|--|
| 2 調査機関 | 事業報告書 | 34 |
| | 収支決算書 | 38 |
| | 貸借対照表 | 15 |
| | 事業計画 | 19 |
| | 収支予算書 | 18 |
| | その他 | ・法人概要 ・寄付行為、役員名簿、評議員名簿 ・苦情等への対応・苦情対応の流れ等 |

※東京都については、調査機関全体をとりまとめて開示を行っている。

平成20年度における情報公表手数料設定の状況

平成20年4月1日現在

(円)

| 都道府県名 | 公表事務手数料 | | 調査事務手数料 | | 合計手数料額 | |
|-------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| 全国平均 | 12,800 | 10,853 | 41,234 | 34,635 | 54,034 | 45,488 |
| 北海道 | 14,100 | 10,200 | 41,533 | 35,300 | 55,633 | 45,500 |
| 青森県 | 15,000 | 12,000 | 44,000 | 33,000 | 59,000 | 45,000 |
| 岩手県 | 13,800 | 12,000 | 45,200 | 37,300 | 59,000 | 49,300 |
| 宮城県 | 12,000 | 10,000 | 38,000 | 32,344 | 50,000 | 42,344 |
| 秋田県 | 13,900 | 13,900 | 44,433 | 44,433 | 58,333 | 58,333 |
| 山形県 | 12,000 | 10,000 | 37,000 | 30,188 | 49,000 | 40,188 |
| 福島県 | 12,000 | 11,000 | 38,000 | 32,333 | 50,000 | 43,333 |
| 茨城県 | 10,000 | 10,000 | 40,000 | 33,600 | 50,000 | 43,600 |
| 栃木県 | 12,500 | 12,500 | 37,500 | 37,500 | 50,000 | 50,000 |
| 群馬県 | 11,000 | 9,000 | 36,000 | 32,438 | 47,000 | 41,438 |
| 埼玉県 | 11,500 | 8,900 | 40,917 | 29,588 | 52,417 | 38,488 |
| 千葉県 | 9,300 | 8,800 | 40,000 | 27,833 | 49,300 | 36,633 |
| 東京都 | 11,400 | 11,400 | 45,350 | 45,350 | 56,750 | 56,750 |
| 神奈川県 | 9,700 | 8,000 | 42,858 | 31,456 | 52,558 | 39,456 |
| 新潟県 | 10,500 | 10,500 | 37,400 | 33,472 | 47,900 | 43,972 |
| 富山県 | 14,000 | 11,000 | 36,000 | 28,656 | 50,000 | 39,656 |
| 石川県 | 14,000 | 11,000 | 36,000 | 29,625 | 50,000 | 40,625 |
| 福井県 | 13,000 | 11,000 | 36,000 | 28,281 | 49,000 | 39,281 |
| 山梨県 | 15,000 | 13,000 | 42,000 | 31,000 | 57,000 | 44,000 |
| 長野県 | 14,000 | 12,000 | 36,300 | 31,163 | 50,300 | 43,163 |
| 岐阜県 | 11,000 | 8,000 | 36,000 | 30,000 | 47,000 | 38,000 |
| 静岡県 | 10,000 | 8,000 | 43,000 | 32,188 | 53,000 | 40,188 |
| 愛知県 | 10,000 | 8,200 | 45,500 | 31,500 | 55,500 | 39,700 |
| 三重県 | 15,500 | 10,900 | 30,100 | 26,700 | 45,600 | 37,600 |
| 滋賀県 | 12,000 | 12,000 | 38,167 | 38,167 | 50,167 | 50,167 |
| 京都府 | 11,000 | 11,000 | 36,000 | 36,000 | 47,000 | 47,000 |
| 大阪府 | 15,000 | 8,000 | 46,600 | 35,000 | 61,600 | 43,000 |
| 兵庫県 | 10,000 | 10,000 | 39,000 | 39,000 | 49,000 | 49,000 |
| 奈良県 | 12,000 | 11,000 | 40,000 | 31,500 | 52,000 | 42,500 |
| 和歌山県 | 12,000 | 12,000 | 40,000 | 40,000 | 52,000 | 52,000 |
| 鳥取県 | 9,500 | 9,500 | 45,000 | 36,388 | 54,500 | 45,888 |
| 島根県 | 15,000 | 15,000 | 45,000 | 45,000 | 60,000 | 60,000 |
| 岡山県 | 17,000 | 14,000 | 40,000 | 40,000 | 57,000 | 54,000 |
| 広島県 | 15,000 | 15,000 | 36,800 | 36,800 | 51,800 | 51,800 |
| 山口県 | 14,000 | 12,000 | 46,000 | 40,000 | 60,000 | 52,000 |
| 徳島県 | 11,000 | 11,000 | 46,000 | 36,000 | 57,000 | 47,000 |
| 香川県 | 10,800 | 10,800 | 33,200 | 33,200 | 44,000 | 44,000 |
| 愛媛県 | 15,800 | 11,000 | 46,000 | 41,000 | 61,800 | 52,000 |
| 高知県 | 14,500 | 14,500 | 37,000 | 37,000 | 51,500 | 51,500 |
| 福岡県 | 12,000 | 9,000 | 48,000 | 31,000 | 60,000 | 40,000 |
| 佐賀県 | 15,000 | 9,000 | 46,000 | 27,875 | 61,000 | 36,875 |
| 長崎県 | 12,500 | 10,000 | 47,500 | 36,000 | 60,000 | 46,000 |
| 熊本県 | 14,000 | 10,000 | 45,000 | 35,000 | 59,000 | 45,000 |
| 大分県 | 14,000 | 10,000 | 45,000 | 35,000 | 59,000 | 45,000 |
| 宮崎県 | 15,000 | 10,000 | 45,833 | 35,031 | 60,833 | 45,031 |
| 鹿児島県 | 14,500 | 12,000 | 51,825 | 37,647 | 66,325 | 49,647 |
| 沖縄県 | 14,800 | 12,000 | 45,000 | 40,000 | 59,800 | 52,000 |

※ サービス別に手数料を設定している場合は、その平均額を表記している。

※ 調査時点（4月1日）以降に改訂を予定している都道府県に関しては手数料額が未定のため、調査時点の手数を記載している。

| 介護保険法 | 介護保険法施行令(政令) | 介護保険法施行規則(省令) |
|--|---|---|
| <p>第9節 介護サービス情報の公表</p> <p>(介護サービス情報の報告及び公表)</p> <p>第115条の29 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者(以下「介護サービス事業者」という。)は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の(Ⅰ)厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他(Ⅱ)厚生労働省令で定めるときは、(①)政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして(Ⅲ)厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。</p> | <p>(①)</p> <p>第37条の2 法第115条の29第1項の規定による介護サービス情報の報告(以下この条において「報告」という。)は、都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、行うものとする。</p> <p>2 前項の計画には、都道府県知事が、その管轄する地域における介護サービス(法第115条の29第1項に規定する介護サービスをいう。)の提供の状況を勘案し、報告の方法、期限その他の(①)厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> | <p>(Ⅰ)</p> <p>(法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるサービス)</p> <p>第140条の29 法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護(指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する指定療養通所介護を除く。別表第2において同じ。)、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに指定居宅サービス等基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。別表第2において同じ。)、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るものを除く。別表第二において同じ。)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス(法第八条第二十六項に規定する療養病床等における入院患者の定員が八人以下である病院又は診療所に係るものを除く。別表第二において同じ。)、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに指定介護予防サービス等基準第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。別表第二において同じ。)、介護予防福祉用具貸与、特定介</p> |

護予防福祉用具販売及び介護予防認知症対応型通所介護とする。

(II)

(法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるとき)

第140条の30 法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる基準に該当する事業所以外のものについて、令第37条の2第1項に規定する計画（以下この条及び第140条の34において「計画」という。）で定められたときとする。

一 第140条の34第1号の計画の基準日前の1年間において、提供を行った介護サービス（法第115条の29第1項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価（以下この号において「介護サービスの対価」という。）として支払いを受けた金額が100万円以下であるもの（介護サービスを提供する事業所又は施設において、次の区分に掲げる介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であって、それぞれ当該区分に掲げる他の介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円を超えるものを除く。）

イ 訪問介護、介護予防訪問介護

ロ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

ハ 訪問看護、介護予防訪問看護

ニ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

ホ 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

ヘ 通所リハビリテーション、介護予防通

所リハビリテーション

ト 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防短期入所生活介護

チ 第十四条第一号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第二において「短期入所療養介護（介護老人保健施設）」という。）、介護老人保健施設、第二十二條の十四第一号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第二において「介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）」という。）

リ 第十四条第二号又は第三号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第二において「短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）、介護療養型医療施設、第二十二條の十四第二号又は第三号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第二において「介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）

ヌ 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護

ル 軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護

ヲ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

二 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

| | | |
|---|--|--|
| | | <p>(Ⅲ) (法第115条の29第1項の厚生労働省令で定める情報) 第140条の31 法第115条の29第1項の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの提供を開始しようとするときにあっては別表第1に掲げる項目に関するものとし、同項の厚生労働省令で定めるときにあっては別表第1及び別表第2に掲げる項目に関するものとする。</p> <p>(①) (令第37条の2第2項の厚生労働省令で定める事項) 第140条の34 令第37条の2第2項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 計画の基準日 二 計画の期間 三 報告の対象となる介護サービス事業者(法第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。) 四 介護サービス事業者ごとの報告の提出先及び提出期限 五 その他都道府県知事が必要と認める事項</p> |
| <p>2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち (Ⅳ) 厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。</p> | | <p>(Ⅳ) (法第115条の29第2項の厚生労働省令で定める介護サービス情報) 第140条の32 法第115条の29第2項の厚生労働省令で定める介護サービス情報(法第115条の29第1項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。)は、別表第2に掲げる項目に関する情報とする。</p> |
| <p>3 都道府県知事は、前項の規定による調査が終了した後、第1項の規定による報告の内容及び前項の規定による調査の結果のうち (Ⅴ) 厚</p> | | <p>(Ⅴ) (法第115条の29第3項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果)</p> |

生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

第140条の33 法第115条の29第3項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果は、別表第1に掲げる項目に関する情報に係る報告の内容及び別表第2に掲げる項目に関する情報に係る調査の結果とする。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第2項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者が第4項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第4項の規定に

よる命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

(指定調査機関の指定)

第115条の30 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に、前条第2項の調査の実施に関する事務（以下「調査事務」という。）を行わせることができる。

(指定調査機関の指定の基準)

第37条の3 都道府県知事は、指定調査機関（法第115条の30第1項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、調査事務（法第115条の30第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして（②）厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 三 申請者の役員又は法人の種類に応じて（③）厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして（④）厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第37条の10第1項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(指定調査機関の指定の申請)

第140条の35 法第115条の30第1項の指定を受けようとする者は、その調査を行おうとする介護サービスの種類ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 調査事務（法第115条の30第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）を行う事務所の名称及び所在地
- 三 申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等
- 四 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- 五 当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- 六 当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 七 当該申請に係る意思の決定を証する書類
- 八 役員の名及び経歴、法人の種類に応じて次条第2項各号に定める構成員の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合
- 九 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 十 調査事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 十一 申請者が令第37条の3各号に該当しないものであることを誓約する書面
- 十二 調査を行おうとする介護サービスの種類、当該調査を行おうとする介護サービス

七 申請者が、第37条の11において準用する第37条の10第1項の規定により指定情報公表センター（法第115条の36第1項に規定する指定情報公表センターをいう。第37条の11において同じ。）の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であるとき。

八 申請者の役員のうち、第5号に該当する者があるとき。

（指定調査機関の指定の公示等）

第37条の4 都道府県知事は、指定調査機関の指定をしたときは、当該指定調査機関の名称及び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

の種類ごとの調査実施可能件数及び調査員（法第115条の31第2項に規定する調査員をいう。以下同じ。）の数

十三 調査に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要

十四 その他指定に関し必要と認める事項

(2)

（指定調査機関の指定の基準）

第140条の36 令第37条の3第2号に規定する厚生労働省令で定める基準は、職員、設備、調査事務の実施の方法その他の調査事務の実施に関する計画が、調査事務の公正かつ適確な実施のために適切なものであることとする。

(3)

2 令第37条の3第3号に規定する厚生労働省令で定める構成員は、次に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人 社員
- 二 合名会社、合資会社又は合同会社 社員
- 三 株式会社 株主
- 四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前3号に定める者に類するもの

(4)

3 令第37条の3第4号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 指定を受けようとする者が調査を行おうとする介護サービスを自ら提供していないこと。
- 二 調査事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものであること。
- 三 前2号に掲げるほか、指定を受けようとする者の行う他の事業が調査事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

| | | |
|--|--|--|
| <p>2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p> | | |
| <p>3 都道府県は、地方自治法第227条の規定に基づき調査事務に係る手数料を徴収する場合には、第1項の規定により指定調査機関が行う前条第2項の調査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定調査機関に納めさせ、その収入とすることができる。</p> | | |
| | <p>(調査の方法) 第37条の5 指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わなければならない。</p> <p>2 前項の計画には、調査事務の対象となる介護サービス事業者（法第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の(⑤)厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、調査事務の方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。</p> <p>(調査事務規程) 第37条の6 指定調査機関は、調査事務の開始前に、(⑥)厚生労働省令で定める調査事務の実施に関する事項について調査事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により認可をした調査事務規程が調査事務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。</p> | <p>(⑤) (令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項) 第140条の38 令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 計画（令第37条の5第1項に規定する計画をいう。）の期間 二 介護サービス事業者ごとの調査を行う月 三 介護サービス事業者に対し、調査を行う指定調査機関（法第115条の30第1項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の名称 四 その他都道府県知事が必要と認める事項</p> <p>(⑥) (調査事務規程の記載事項) 第140条の39 令第37条の6第1項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 調査事務を行う時間及び休日に関する事項 二 調査事務を行う事務所に関する事項 三 手数料の収納の方法に関する事項 四 調査事務の実施の方法に関する事項 五 調査事務に関する帳簿（法第115条の33に規定する帳簿をいう。次条において</p> |

同じ。)の管理に関する事項
六 その他調査事務の実施に関し必要な事項

(調査員)
第115条の31 指定調査機関は、調査事務を行うときは、(VI)厚生労働省令で定める方法に従い、調査員に調査事務を実施させなければならない。

(VI)
(法第115条の31第1項の厚生労働省令で定める方法)
第140条の37 法第115条の31第1項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
一 調査員2名以上によって行うこと。
二 調査客体である介護サービス事業者を訪問し、調査客体を代表する者に対する面接調査の方法によって行うこと。

2 調査員は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして(2)政令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(2)
(調査員の要件)
第37条の7 法第115条の31第2項の政令で定める調査員(以下この条において「調査員」という。)の要件は、都道府県知事又はその指定する者が(7)厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下この条において「調査員養成研修」という。)の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する調査員名簿に登録されていることとする。

(7)
(調査員養成研修)
第140条の41 令第37条の7第1項に規定する調査員養成研修(以下「調査員養成研修」という。)は、調査員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われるものであって、介護サービス情報の公表に関する基礎的知識、介護サービスの内容に関する基礎的知識並びに調査事務に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の調査員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。

2 調査員養成研修は、介護サービスの種類ごとに厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行われなければならない。

2 都道府県知事は、前項の登録をした場合には、(8)調査員登録証明書を作成し、当該登録に係る調査員に交付しなければならない。

(8)
(調査員登録証明書の様式)
第140条の42 令第37条の7第2項に規定する調査員登録証明書の様式は、様式第1

| | |
|--|--|
| <p>3 調査員登録証明書を交付した都道府県知事は、調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の調査員名簿から削除するものとする。この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、調査員登録証明書の返還を求めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 虚偽又は不正の事実に基づいて調査員登録証明書の交付を受けた者二 法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者三 前2号に掲げる者のほか、調査員の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者 | <p>3号によるものとする。</p> |
| <p>4 第1項の調査員養成研修を行う者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。</p> <ul style="list-style-type: none">一 法人であること。二 調査員養成研修を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。 <p>イ (⑨) 厚生労働省令で定める事項を変更するとき又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。</p> <p>ロ (⑩) 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。</p> <p>ハ 調査員養成研修を修了した者について、</p> <ul style="list-style-type: none">(⑪) 厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。ニ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作 | <p>第113条の38 令第37条の7第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所二 介護支援専門員実務研修及び更新研修(以下この条において「研修」という。)の名称三 研修を行う施設の所在地四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等五 第113条の37第1項第5号から第7号までに掲げる事項六 受講料その他研修の受講者から受領する金額七 研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目八 その他指定に関し必要があると認める事項 <p>(⑨)</p> <p>2 令第37条の7第4項第3号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第6号及び第7号に掲げる事項とする。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>成し、成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>ホ 調査員養成研修の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。</p> <p>5 都道府県知事は、調査員養成研修を行う者が、前項各号の要件を満たすことができなくなると認められるときは、第1項の指定を取り消すことができる。</p> <p>6 都道府県知事は、第1項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、調査員養成研修に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> | <p>(⑩)</p> <p>3 令第37条の7第4項第3号ロの厚生労働省令で定める事項は、第1項第1号から第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。</p> <p>(⑪)</p> <p>4 令第37条の7第4項第3号ハの厚生労働省令で定める事項は、研修を修了した者の氏名、生年月日、研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。</p> |
| <p>(秘密保持義務等)</p> <p>第115条の32 指定調査機関(その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。)若しくはその職員(調査員を含む。同項において同じ。)又はこれらの職にあった者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <hr/> <p>2 指定調査機関及びその職員で調査事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> | | |
| | <p>(改善命令)</p> <p>第37条の8 都道府県知事は、指定調査機関が第37条の3第2号から第4号までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> | |

(指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示)
第37条の9 都道府県知事は、法第115条の35の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定調査機関の指定の取消し等)
第37条の10 都道府県知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定調査機関が、不正の手段により、法第115条の30第1項の指定を受けたとき。
- 二 指定調査機関が、第37条の3第1号、第5号、第7号及び第8号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 指定調査機関が、第37条の4第2項又は第37条の6第1項の規定に違反したとき。
- 四 指定調査機関が、第37条の5第3項、第37条の6第2項又は第37条の8の規定による命令に違反したとき。
- 五 指定調査機関が、第37条の6第1項の認可を受けた調査事務規程によらないで調査事務を行ったとき。
- 六 指定調査機関が、調査事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(帳簿の備付け等)
第115条の33 指定調査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調査事務に関する事項で (VII) 厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない

(VII)
(法第115条の33の厚生労働省令で定める事項)
第140条の40 法第115条の33の厚生労働省令で定める事項は次に掲げるものとする。

- 一 調査を行った年月日

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>二 調査を行った介護サービス事業者の名称 三 調査を行った調査員の氏名</p> <p>2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定調査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって、帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>3 指定調査機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を調査事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。</p> |
| <p>(報告等)</p> <p>第115条の34 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第24条第3項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第4項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p> | | |
| <p>(業務の休廃止等)</p> <p>第115条の35 指定調査機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、調査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p> | | |
| <p>(指定情報公表センターの指定)</p> <p>第115条の36 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で（Ⅷ）厚生労働省令で定めるもの（以下「情報公表事務」という。）の全部又は一部を行わせること</p> | <p>(参考) 準用規定の内容</p> <p>(指定情報公表センターの指定等)</p> <p>第37条の11において準用する37条の3 都道府県知事は、指定情報公表センター（法第115条の36第1項に規定する指定情報</p> | <p>(Ⅷ)</p> <p>(法第115条の36第1項の厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第140条の44 法第115条の36第1項の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 介護サービス情報の報告の受理に関する</p> |

ができる。

公表センターをいう。以下同じ。)の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、情報公表事務(法第115条の30第1項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。)を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして(⑫)厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 三 申請者の役員又は法人の種類に応じて(⑬)厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 前号に定めるもののほか、申請者が、情報公表事務が不公正になるおそれがないものとして(⑭)厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 五 申請者が、法の規定により刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第37条の10第1項の規定により指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 七 申請者が、第37条の11において準用する第37条の10第1項の規定により指定情報公表センター(法第115条の36第1項に規定する指定情報公表センターをいう。第37条の11において同じ。)の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 八 申請者の役員のうち、第5号に該当する者があるとき。

(指定情報公表センターの指定の公示等)
第37条の11において準用する第37条の4

事務

- 二 介護サービス情報の公表に関する事務
- 三 法第115条の30第1項の指定に係る審査に関する事務

(参考) 準用規定の内容

(指定情報公表センターの指定の申請)

- 第140条の48において準用する第140条の35 法第115条の36第1項の指定を受けようとする者は、その公表を行おうとする介護サービスの種類ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - 二 情報公表事務(法第115条の30第1項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。)を行う事務所の名称及び所在地
 - 三 申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等
 - 四 当該申請に係る事業の開始予定年月日
 - 五 当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
 - 六 当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - 七 当該申請に係る意思の決定を証する書類
 - 八 役員の名及び経歴、法人の種類に応じて次条第2項各号に定める構成員の氏名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の構成割合
 - 九 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 十 情報公表事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - 十一 申請者が令第37条の11において準用する令第37条の3各号に該当しないものであることを誓約する書面

都道府県知事は、指定情報公表センターの指定をしたときは、当該指定情報公表センターの名称及び住所並びに情報公表事務所を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

第37条の11において準用する第37条の10 都道府県知事は、指定情報公表センターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定情報公表センターに対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報公表事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定情報公表センターが、不正の手段により、法第115条の36第1項の指定を受けたとき。

二 指定情報公表センターが、第37条の11において準用する第37条の3第1号、第5号、第6号及び8号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定情報公表センターが、第37条の11において準用する第37条の4第2項又は第37条の6第1項の規定に違反したとき。

四 指定情報公表センターが、第37条の11において準用する第37条の5第3項、第37条の6第2項又は第37条の8の規定による命令に違反したとき。

五 指定情報公表センターが、第37条の11において準用する第37条の6第1項の認可を受けた情報公表事務規程によらないで情報公表事務を行ったとき。

六 指定情報公表センターが、情報公表事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、第37条の11において準用する前項の規定により指定を取り消し、又は情報公表事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

十二 公表に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要

十三 その他指定に関し必要と認める事項

(12)

(指定情報公表センターの指定の基準)

第140条の48において準用する第14条の36 令第37条の11において準用する令第37条の3第2号に規定する厚生労働省令で定める基準は、職員、設備、情報公表事務の実施の方法その他の情報公表事務の実施に関する計画が、情報公表事務の公正かつ適確な実施のために適切なものであることとする。

(13)

第140条の48において準用する第140条の36第2項 令第37条の11において準用する令第37条の3第3号に規定する厚生労働省令で定める構成員は、次に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

一 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づき設立された法人 社員

二 合名会社、合資会社又は合同会社 社員

三 株式会社 株主

四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前3号に定める者に類するもの

(14)

第140条の48において準用する第140条の36第3項 令第37条の11において準用する令第37条の3第4号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 指定を受けようとする者が調査を行おうとする介護サービスを自ら提供していないこと。

- 二 情報公表事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものであること。
- 三 前2号に掲げるほか、指定を受けようとする者の行う他の事業が情報公表事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

3 第115条の30第3項及び第115条の32から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合においてこれらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員（調査員を含む。同項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(参考) 準用規定の内容

第115条36において準用する第115条の30第3項 都道府県は、地方自治法第227条の規定に基づき情報公表事務に係る手数料を徴収する場合には、第115条36第1項の規定により指定情報公表センターが行う情報公表事務に係る第115条の29第1項の報告を行おうとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定情報公表センターに納めさせ、その収入とすることができる。

(秘密保持義務等)

第115条36において準用する第115条の32 指定情報公表センター（その者が法人である場合にあつては、その役員。第115条の36第3項において準用する次項において同じ。）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、情報公表事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第115条36において準用する第115条の32第2項 指定情報公表センター及びその職員で情報公表事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第115条36において準用する第115条の33 指定情報公表センターは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表事務に関する事項で（IX）厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(IX)

(法第115条の36第3項において準用する法第115条の33の厚生労働省令で定める事項)

第140条の47 法第115条の36第3項において準用する法第115条の33の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 介護サービスの報告を受理した年月日
- 二 介護サービス情報の公表を行った年月日
- 三 指定情報公表センターの指定に係る審査に関する事項

(参考) 準用規定の内容

第140条の48において準用する第140条の40第2項 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定情報公表センターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって、「帳簿（第140条の45に規定する帳簿をいう。以下この条において同じ。）への記載に代えることができる。

| | | |
|--|---------------------|---|
| | | <p>第140条の48において準用する第140条の40第3項 指定情報公表センターは帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を情報公表事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。</p> |
| <p>(参考) 準用規定の内容</p> <p>(報告等)</p> <p>第115条36において準用する第115条の34 都道府県知事は、情報公表事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報公表センターに対し情報公表事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定情報公表センターの事務所に立ち入りその設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> | | |
| <p>第115条36において準用する第115条の34第2項 第24条第3項の規定は第115条の36第3項において準用する前項の規定による質問又は検査について、同条第4項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p> | | |
| <p>(業務の休廃止等)</p> <p>第115条36において準用する第115条の35 指定情報公表センターは、都道府県知事の許可を受けなければ、情報公表事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p> | | |
| | <p>(参考) 準用規定の内容</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>(指定情報公表センター) 第37条の11において準用する第37条の4第2項 指定情報公表センターは、その名称若しくは住所又は情報公表事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> | |
| <p>第37条の11において準用する第37条の4第3項 都道府県知事は、第37条の11において準用する前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。</p> | |
| <p>(調査の方法) 第37条の11において準用する第37条の5指定情報公表センターは、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める情報公表事務に関する計画に従い、情報公表事務を行わなければならない。</p> | |
| <p>第37条の11において準用する第37条の5第2項 第37条の11において準用する前項の計画には、情報公表事務の対象となる介護サービス事業者（法第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の(15)厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。</p> | <p>(令第37条の11において準用する令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項) (15) 第140条の46 令第37条の11において準用する令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 計画（令第37条の11において準用する令第37条の5第1項の計画をいう。）の期間 二 介護サービス事業者ごとの公表を行う月 三 報告の受理に関する事項 四 指定調査機関の審査に関する事項 五 その他都道府県知事が必要と認める事項</p> |
| <p>第37条の11において準用する第37条の5第3項 都道府県知事は、情報公表事務の方法が適当でないときは、指定情報公表センターに対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。</p> | |

(情報公表事務規程)

第37条の11において準用する第37条の6
指定情報公表センターは、情報公表事務の開始前に、(㊿)厚生労働省令で定める情報公表事務の実施に関する事項について情報公表事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第37条の11において準用する第37条の5
第2項 都道府県知事は、第37条の11において準用する前項の規定により認可をした情報公表事務規程が情報公表事務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、指定情報公表センターに対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第37条の11において準用する第37条の8
都道府県知事は、指定情報公表センターが第37条の11において準用する第37条の3第2号から4号までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、指定情報公表センターに対し、情報公表事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第37条の11において準用する第37条の9
都道府県知事は、法第115条の36第3項において準用する法第115条の35の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

附則

(調査員養成研修等の経過措置)

第22条 次に掲げる者は、調査員養成研修(新令第37条の7第1項に規定する調査員養成研

(情報公表事務規程の記載事項)

(㊿)

- 第140条の45 令第37条の11において準用する令第37条の6第1項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 情報公表事務を行う時間及び休日に関する事項
 - 二 情報公表事務を行う事務所に関する事項
 - 三 手数料の収納の方法に関する事項
 - 四 情報公表事務の実施の方法に関する事項
 - 五 情報公表事務に関する帳簿(法第115条の36第3項において準用する法第115条の33に規定する帳簿をいう。)の管理に関する事項
 - 六 その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

| | | |
|---|--|--|
| <p>(政令への委任) 第115条の37 この節に定めるもののほか、指定調査機関及び指定情報公表センターに関し必要な事項は、政令で定める。</p> | <p>修をいう。以下この条において同じ。)この課程を修了している者とみなし、同項の規定により当該都道府県の調査員名簿(同項の調査員名簿をいう。)に登録するものとする。</p> <p>一 この政令の施行の際限に調査員養成研修に相当する研修として都道府県知事が公示するもの(以下この号及び次号において「適格研修」という。)の課程を修了したことにつき、当該適格研修を行った者から該当適格研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者</p> <p>二 この政令の施行の際限に適格研修を受講中であり、この政令の施行後当該適格研修の課程を修了したことにつき、当該適格研修を行った者から該当適格研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者</p> | <p>別表第1 (第140条の31、第140条の33関係) (略)</p> <p>別表第2 (第140条の31、第140条の33関係) (略)</p> <p>様式第13号 (第140条の42関係) (略)</p> |
|---|--|--|